

佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）

平成27年2月

佐 倉 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
5 計画の策定方法	7
第2章 子どもと子育ての現状	
1 総人口と世帯等の推移	11
2 少子化の動向	14
3 子育て支援サービスの現状	18
4 佐倉市次世代育成支援行動計画の達成状況	21
5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析	22
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本方針	34
3 計画の体系	35
第4章 子ども・子育て支援施策	
1 子ども・子育て支援新制度とは	39
2 子ども・子育て支援新制度の事業体系	39
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	40
4 教育・保育の提供区域	41
5 教育・保育の提供	44
6 地域子ども・子育て支援事業の提供	51
第5章 基本施策の展開	
基本目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供	75
基本目標2 地域における子育て支援	76
基本目標3 すこやかに生まれ育つ環境づくり	79
基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり	81
基本目標5 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	82
基本目標6 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり	84
第6章 計画の実現のために	
1 計画の推進体制	89
2 計画の進行管理	89

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化の進行が続いています。平成2年には、合計特殊出生率が、ひのえうまの年である昭和41年を下回る、いわゆる「1.57ショック」が起こり、少子化が一般的に認識されるようになりました。

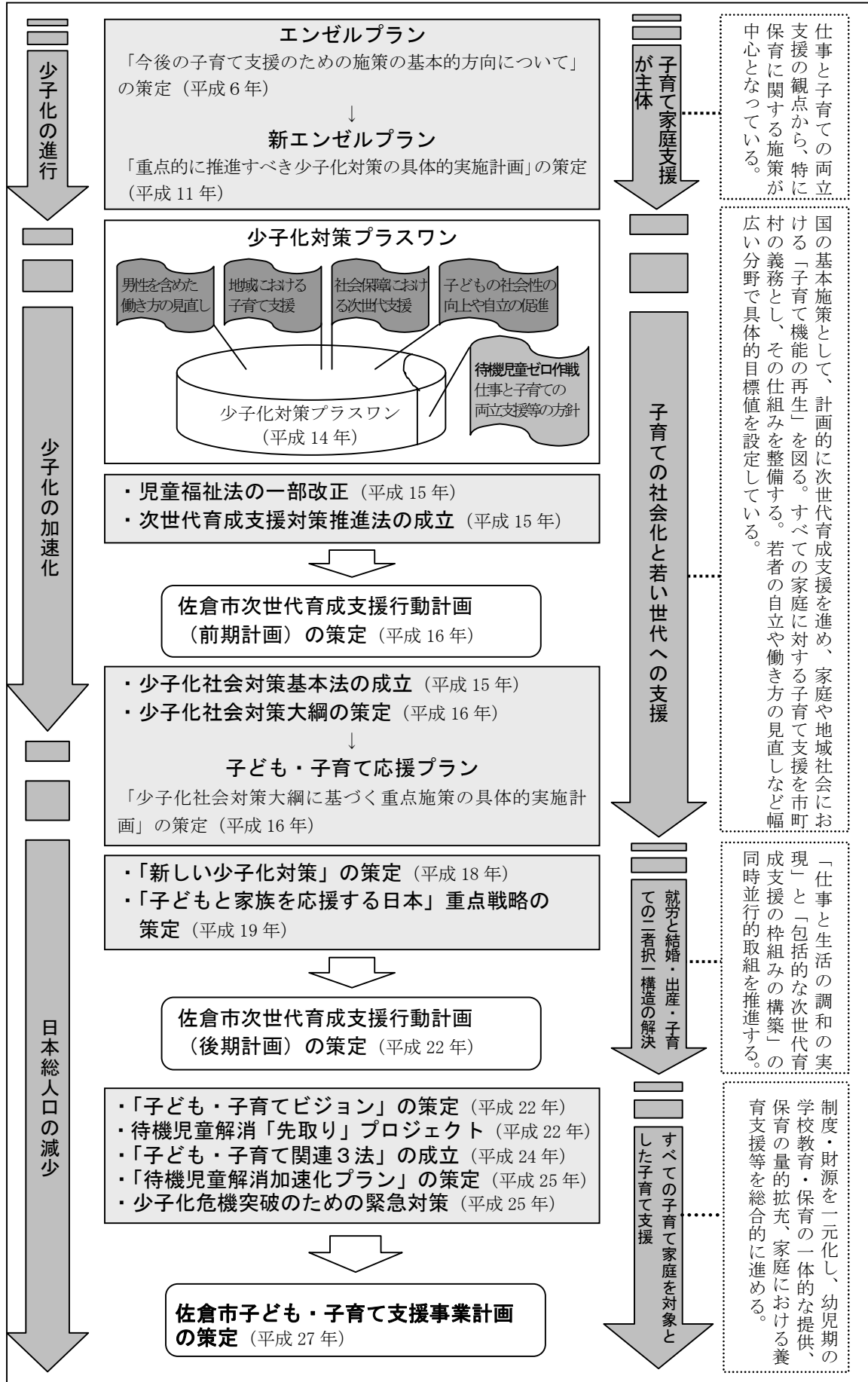
国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）を策定し、平成14年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。しかし、この間も女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景とした子育てへの不安など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けてきました。

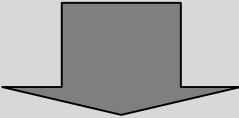
これら子ども・子育てを取り巻く社会情勢のさらなる変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に進めていくことが目指されています。

本市では、平成16年3月、「佐倉市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年4月には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下、「行動計画」という。）を策定し、子育てに関わる福祉・保健・教育・労働・住宅・道路など、関係各部門が協力して社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めてきました。しかし、前述の社会情勢の変化は本市においても例外ではなく、子どもを取り巻く環境も変化し続けていることから、これまでの取り組みを踏まえながら、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

国の少子化対策の流れと佐倉市子ども・子育て支援事業計画



本計画策定の視点と盛り込む内容

子ども・子育て支援事業計画における策定の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。 ○ 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを旨とする。 ○ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。 ○ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。 ○ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。 ○ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。 ○ 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容
<p>(必須記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項 2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 <p>(任意記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項 2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(資料：内閣府 子ども・子育て支援法に基づく基本指針より作成)

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国より示された「教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組みを推進します。

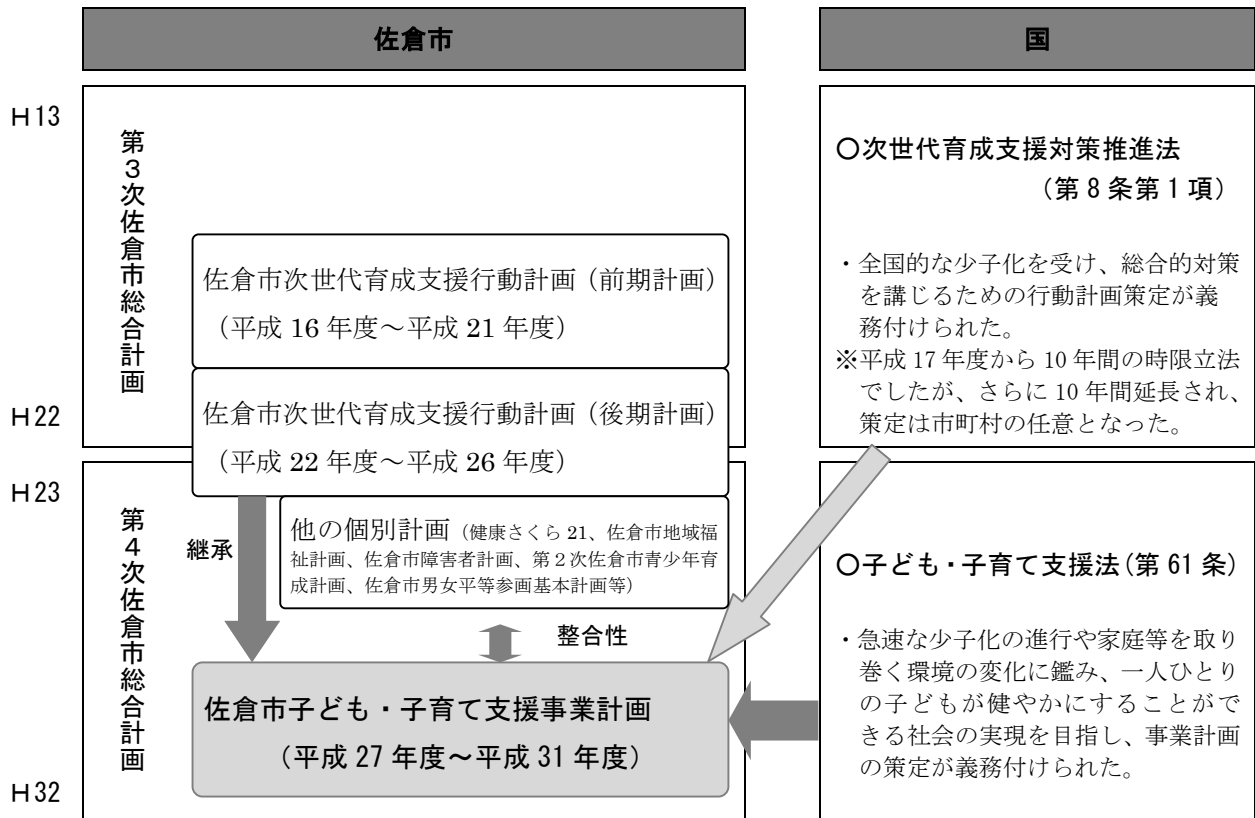
〔子ども・子育て支援法（第61条）〕

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「第4次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。

なお、平成17年度からの10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法がさらに10年間延長されましたが、行動計画の策定は市町村の任意となりました。本市では、同法の趣旨を鑑み、本計画を、行動計画と一体のものとして位置づけます。

上位計画、関連法案との関係



3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て新制度がスタートする平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

本計画の計画期間

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
計画策定		佐倉市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
必要に応じて見直し					評価・次期計画策定	次期計画（H32～）			

5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、庁内の組織として、関係各課で構成する「佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

また、平成26年1月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果やパブリックコメントなど広く市民のかたの意見をお聞きして策定しました。

第2章

子どもと子育ての現状

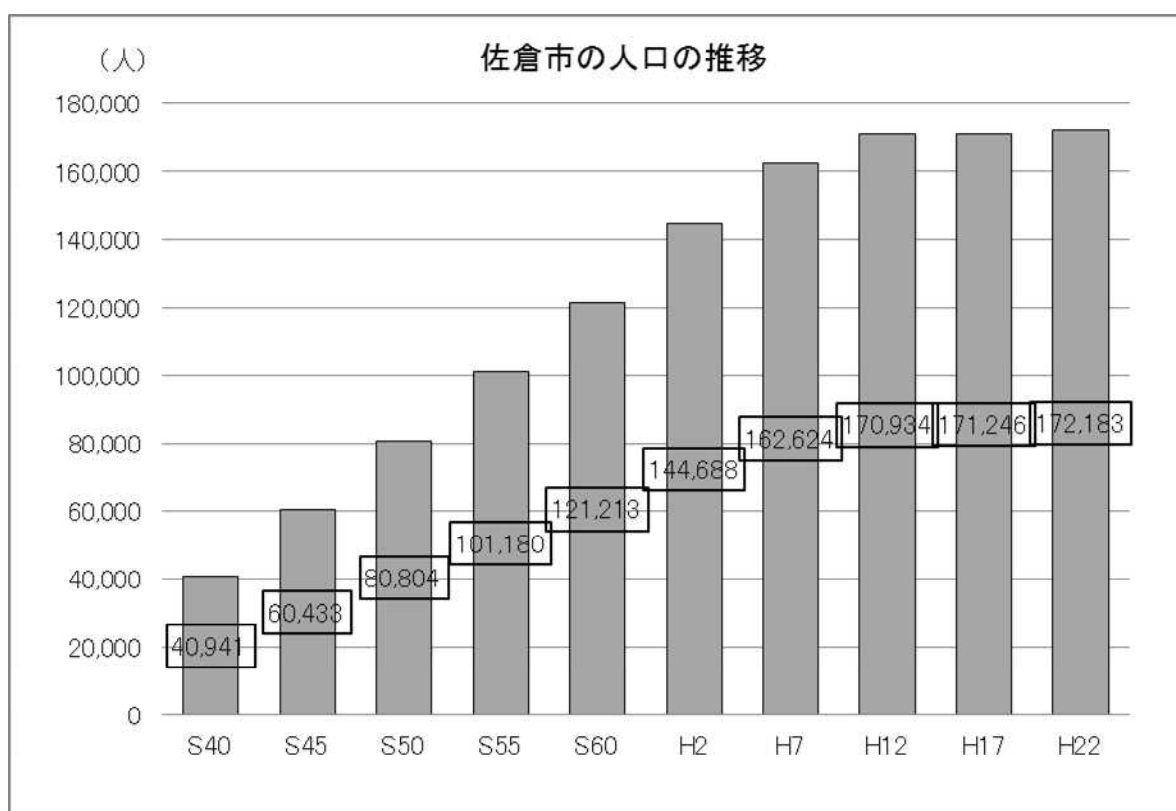
第2章

子どもと子育ての現状

1 総人口と世帯等の推移

(1) 佐倉市の人口の推移

本市は東京都心部から約40km、千葉市から約15kmという通勤に至便な立地にあることから首都圏のベッドタウンとして大規模な宅地造成が行われ、昭和40年代から平成7年頃まで人口は増加してきました。最近ではこの増加傾向は弱まり、平成22年の国勢調査によると、本市の人口は172,183人であり、平成12年からほぼ横ばいの傾向で推移しています。

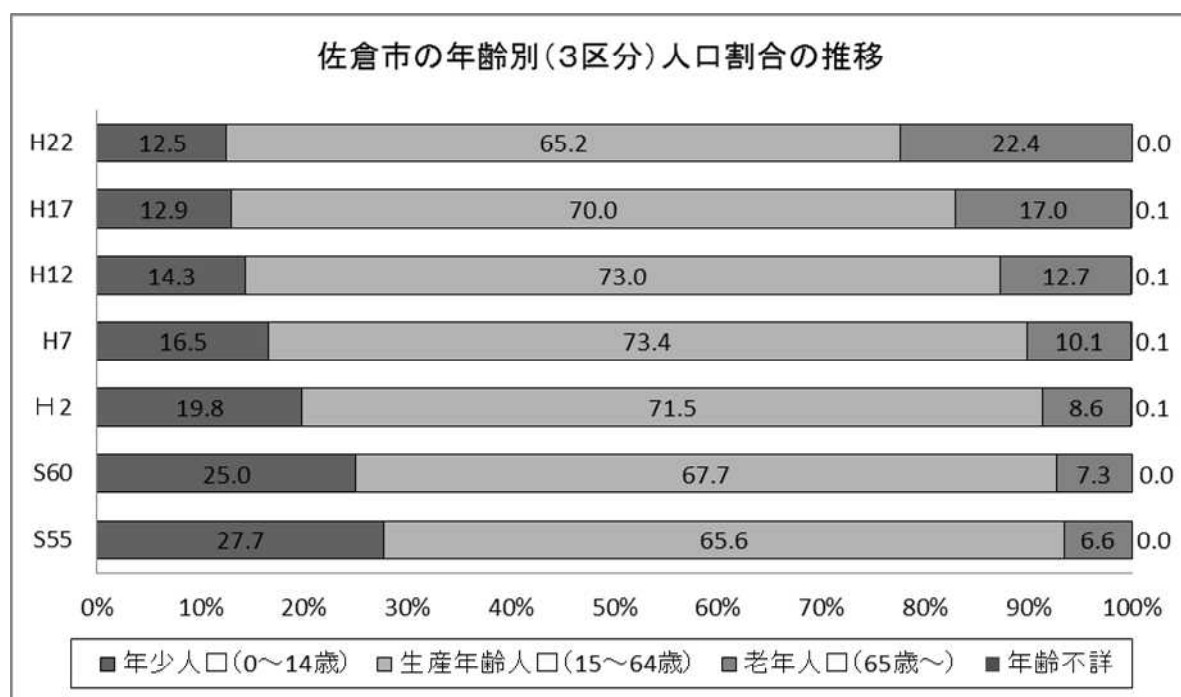


資料：国勢調査

(2) 年齢別（3区分）人口割合の推移

年齢別人口割合の推移をみると、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は減少し続けており、昭和55年の27.7%に対して、平成22年では12.5%と30年で半減しています。

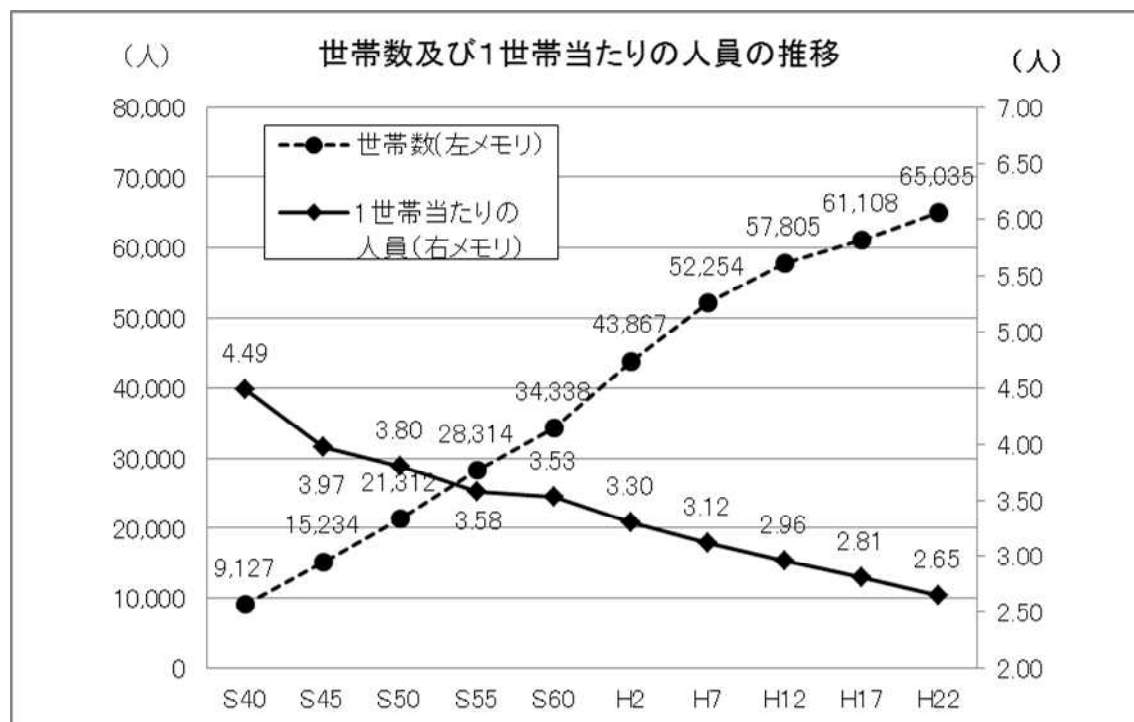
一方、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は増加し続けており、昭和55年の6.6%に対して、平成22年では22.4%と15ポイント以上増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は昭和40年から増加傾向で推移しています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、夫婦のみ、夫婦と子どもといった核家族化の進行や、単独世帯の増加がうかがえます。



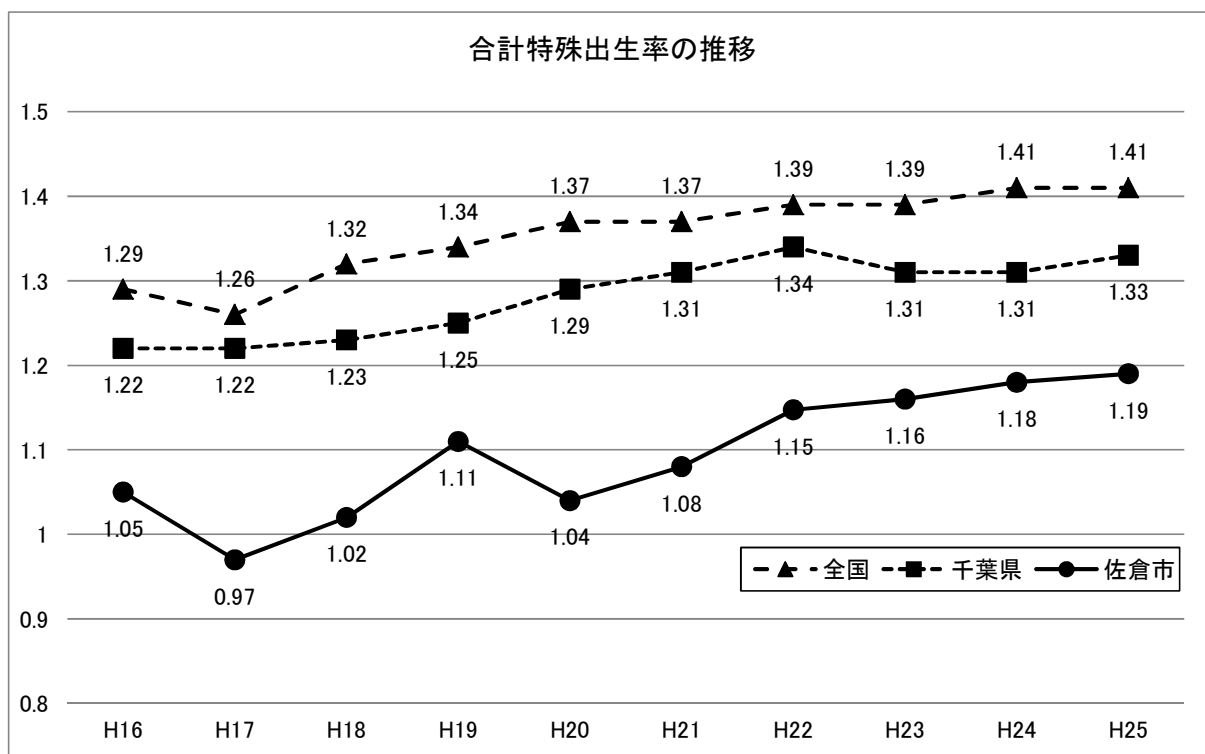
資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率*の推移をみると、平成17年には、0.97まで減少しましたが、その後、平成21年からは増加傾向にあります。しかし、依然として千葉県、国に比べると大きく下回っています。

なお、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は概ね2.08とされています。

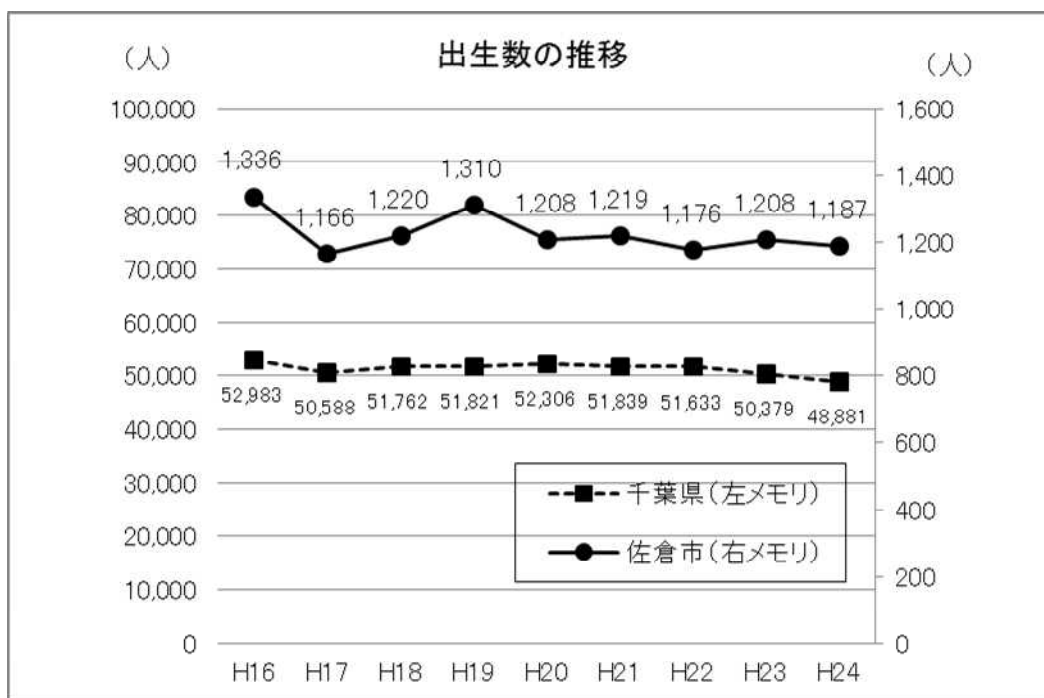


資料：千葉県衛生統計年報

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。

(2) 出生数、出生率の推移

本市の出生数の推移をみると、平成20年以降、概ね1,200人前後で推移しています。また千葉県の出生数は、平成23年まで50,000人を超えていましたが、平成24年には50,000人を下回りました。



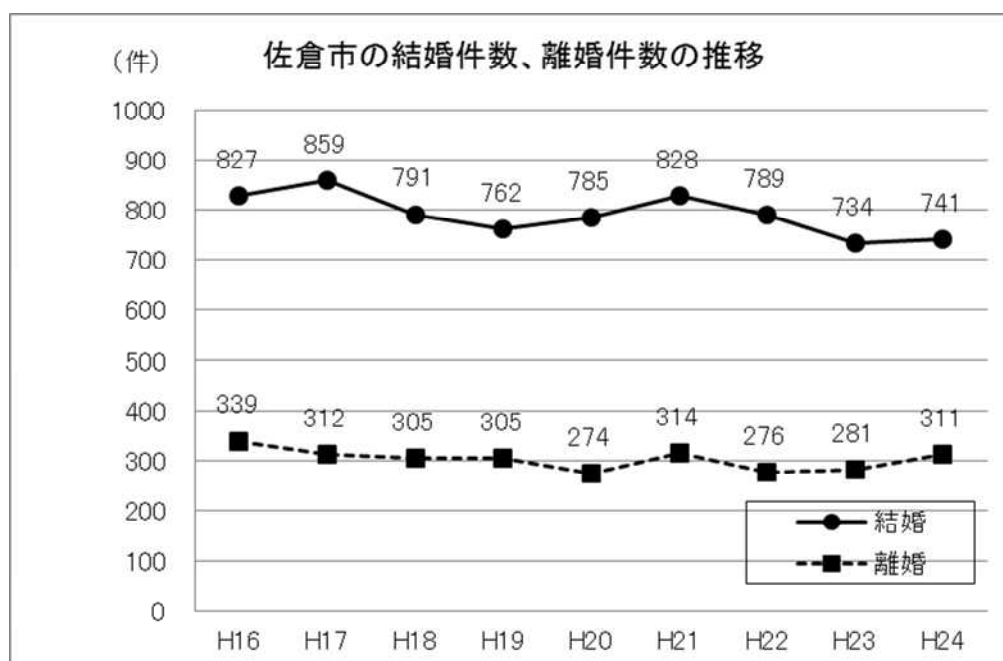
資料：佐倉市統計表

本市では、出生数そのものは、年によって多少の増減があるもののほぼ横ばいに推移していますが、これから子どもを産む世代の女性の数が減少してくると予想されることや、現在の合計特殊出生率の水準を考え合わせると、今後一層の少子化が進んでいくものと考えられます。

(3) 結婚、離婚の状況

本市の結婚件数についてみると、平成21年までは800件前後を推移していましたが、平成22年からは減少傾向にあります。

一方、離婚の件数は平成22年に200件台に減少したものの、平成23年には増加し、平成24年では311件となっています。離婚等によるひとり親家庭においては、子どもを預ける必要性がより強いものと考えられます。

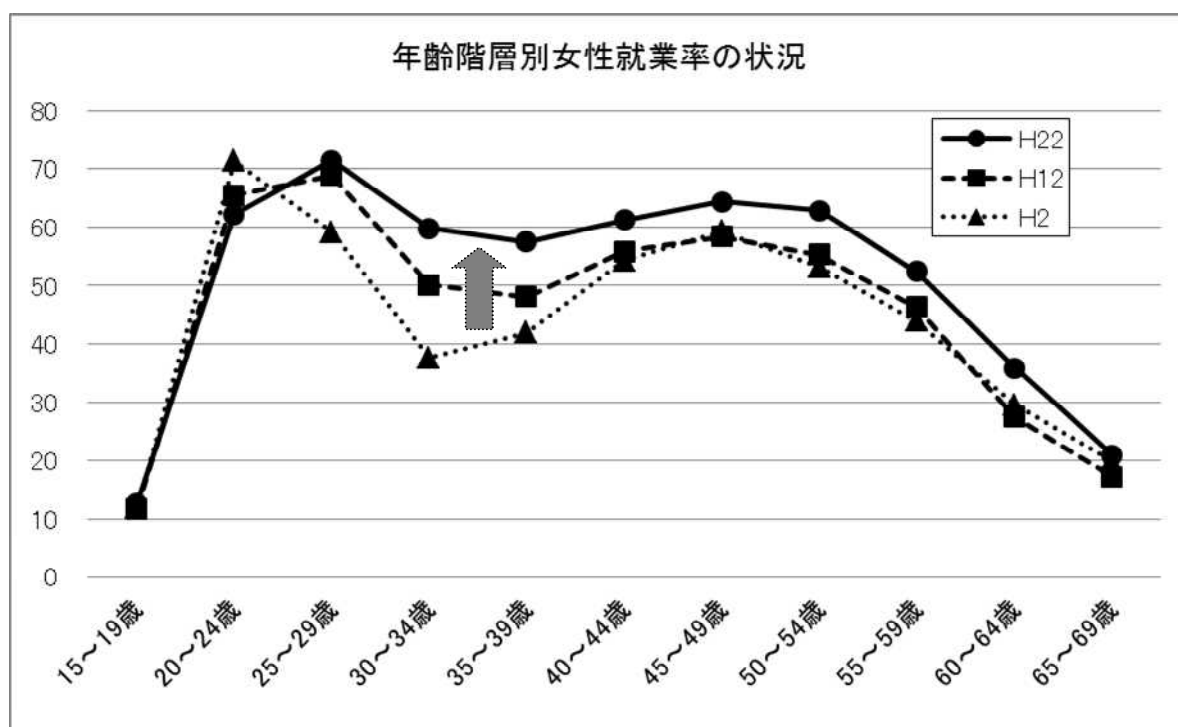


資料：佐倉市統計表

(4) 年齢階層別女性就業率の状況

日本の女性の就業率は、出産や育児により低下し、子どもの成長とともに上昇する傾向にあり、20歳代と40～50歳代を2つの頂点とし、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。

本市の年齢階層別の女性就業率の推移をみると、国と同様の傾向にありますが、平成2年と比べると平成22年でM字カーブが緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。



資料：国勢調査

3 子育て支援サービスの現状

(1) 幼稚園の状況

平成27年1月1日現在、本市には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が10園で、合計13園あります。

地区別で見ると、佐倉地区に4園、根郷地区、和田地区、弥富地区にはそれぞれ1園、臼井地区に2園、志津地区に4園あります。

市内の幼稚園の定員数の合計は平成26年5月1日現在、3,270人となっています。公立と私立で分けてみると、公立290人に対して私立が2,980人で、定員全体の9割以上が私立となっています。

地区別では、人口の多い志津地区で1,099人と最も多くなっています。

幼稚園への入園児数は13園全体で2,577人、定員に対する入園児の比率は78.8%となっています。公立・私立別では私立が82.8%であるのに対し、公立の入園率は38.3%にとどまっています。

幼稚園入園児数 (単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
21年度	公立	3園	290	152	—	69	83
	私立	10園	2,980	2,605	696	932	977
22年度	公立	3園	290	149	—	72	77
	私立	10園	2,980	2,588	762	873	953
23年度	公立	3園	290	157	—	84	73
	私立	10園	2,980	2,588	806	892	890
24年度	公立	3園	290	155	—	69	86
	私立	10園	2,980	2,612	755	940	917
25年度	公立	3園	290	136	—	61	75
	私立	10園	2,980	2,564	766	856	942
26年度	公立	3園	290	111	—	48	63
	私立	10園	2,980	2,466	720	879	867

資料：佐倉市統計表、学務課、子育て支援課
(各年5月1日現在)

地区別幼稚園の定員数、入園児数 (単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	980	745	76.0%
根郷地区	270	62	23.0%
和田地区	40	10	25.0%
弥富地区	40	11	27.5%
臼井地区	770	650	84.4%
志津地区	1,170	1,099	93.9%
合計	3,270	2,577	78.8%

資料：佐倉市統計表、学務課、子育て支援課
(平成26年5月1日現在)

(2) 保育園等の状況

平成27年1月1日現在、本市には、公立保育園が8園、民間保育園が14園、民間の保育所型認定こども園が1園で、合計23園あります。

地区別でみると、佐倉地区に4園、根郷地区に3園、臼井地区に3園、千代田地区に3園、志津地区に10園あります。

市内の保育園等の定員数の合計は平成27年1月1日現在、1,904人となっています。公立と私立で分けてみると、公立918人に対して私立が986人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で846人と最も多くなっています。

保育園等への入園児数は23園全体で1,972人、定員に対する入園児の比率は103.6%となっています。また、平成26年4月1日時点で、37人の待機児童が発生しています。

保育園等入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
21年度	公立	8園	870	888	34	290	564
	私立	8園	532	593	26	227	340
22年度	公立	8園	870	898	53	282	563
	私立	8園	532	593	16	202	375
23年度	公立	8園	878	864	31	269	564
	私立	10園	697	706	28	231	447
24年度	公立	8園	888	888	41	277	570
	私立	10園	749	749	39	242	468
25年度	公立	8園	918	902	38	281	583
	私立	12園	802	804	50	269	485
26年度	公立	8園	918	963	62	311	590
	私立	15園	986	1,009	102	376	531

(各年4月1日現在、ただし、26年度は平成27年1月1日現在)

地区別保育園等の定員数、入園児数

(単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	340	315	92.6%
根郷地区	280	271	96.8%
臼井・千代田地区	486	540	111.1%
志津地区	798	846	106.0%
合計	1,904	1,972	103.6%

(平成27年1月1日現在)

待機児童数

(単位：人)

年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
待機児童数	25	16	40	40	46	47	37

(各年4月1日現在)

資料：子育て支援課

(3) 学童保育の状況

平成27年1月1日現在、本市には、公立の学童保育所が25か所、私立の学童保育所が5か所で、合計30か所あります。各小学校区にも1か所以上の学童保育所があります。

平成26年4月1日現在、学童保育所の定員数の合計は1,425人となっており、地区別では志津地区が545人と多くなっています。また、学童保育への登録者数の合計は982人で、定員数に対する登録者の割合は86.5%となっています。一方、登録者数に対して、実際に学童保育を利用する人数は、平日の平均で686.2人となっています。これは、保護者が在宅している場合や児童が塾や習い事に通うなどの理由から必ずしも毎日利用しないことによるものと考えられます。

学童保育所登録者数

(単位：人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	登録者数	
					うち1～3年生	うち4～6年生
21年度	公立	23か所	1,135	815	694	121
	私立	5か所	160	168	133	35
22年度	公立	23か所	1,170	835	687	148
	私立	5か所	160	167	139	28
23年度	公立	23か所	1,170	861	699	162
	私立	5か所	160	180	152	28
24年度	公立	24か所	1,185	879	692	187
	私立	5か所	160	228	198	30
25年度	公立	25か所	1,215	846	692	154
	私立	5か所	210	244	210	34
26年度	公立	25か所	1,215	948	756	192
	私立	5か所	210	285	226	59

(各年4月1日現在)

地区別学童保育所(児童クラブ)の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人)

地区	か所数	定員数	登録者数		登録者数 ／ 定員数	平均利用 人数(平日)	平均利用 人数(平 日)／定員
			1～3年	4～6年			
佐倉地区	5	270	139	55	71.9%	99.6	36.9%
根郷地区	6	255	132	48	70.6%	101.4	39.8%
和田地区	1	15	8	4	80.0%	7.4	49.3%
弥富地区	1	50	4	6	20.0%	7.0	14.0%
臼井地区	5	195	179	32	108.2%	118.9	61.0%
千代田地区	2	95	51	11	65.3%	43.2	45.5%
志津地区	10	545	469	95	103.5%	308.7	56.6%
合計	30	1,425	982	251	86.5%	686.2	48.2%

※平均利用人数は平成25年度の平均値。

(平成26年4月1日現在)

資料：子育て支援課

4 佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況

後期計画で定めた、平成26年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

事業名	事業内容		進捗状況 (平成27年3月31日現在)
	平成22年3月 31日現在実績	目標事業量 (平成22年度～26年度)	
通常保育事業 (認可保育園 定数)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		1,904人 (認可保育園22園 認定こども園1園)
	1,402人	1,800人	
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		20時まで9園
	20時まで (5園)	延長保育の充実(20時まで6園)	
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業		0人(0か所)
	0人	60人(2か所) (年末保育含む)	
病児・病後児保 育(乳幼児健康 支援一時預かり 事業)	病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業		9人(3か所)
	0人	3人(1か所)	
放課後児童健全 育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業		・未整備小学校区の解消 1,425人(30か所) ※過密学童の解消、6年生までの全施設での受入れには引き続き取り組んでいく。
	1,295人 (28か所)	・学童保育所未整備小学校区(1学区)の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設6年生までの受入れ	
地域子育て支援 拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		17か所 *国制度改正により平成25年度よりひろば型等の類型は無くなる。
	13か所 (うち、ひろば型 2か所、センター 型11か所)	17か所で実施 (うち、ひろば型6か所、センター 型11か所)	
一時預かり事 業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		8か所(おおむね90人)
	60人 (5か所)	90人(8か所)	
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	育児の援助をしたい人と援助を受けたい人を会員とする組織により、保育園までの送迎、保育園閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業		1か所で実施
	未実施	1か所で実施	

※目標事業量はすべて公立民間それぞれを合算した数値

5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析

(1) 将来人口の推計

①人口の推計にあたって

本計画では、将来の子どもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することを求められている事業があることから、計画期間である平成27年度から平成31年度における将来人口の推計をコーホート変化率法*によって行いました。

②子どもの人口の推計

本市の将来の子どもの人口を推計した結果は下表のとおりです。平成27年から平成31年にかけて、子どもの人口の減少が予想されます。

計画期間における年齢別子どもの推計人口

(単位：人)

年齢	26年	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	1,169	1,053	1,016	979	945	909
1歳	1,217	1,159	1,116	1,079	1,039	1,003
2歳	1,268	1,259	1,198	1,155	1,116	1,075
3歳	1,284	1,322	1,294	1,232	1,186	1,147
4歳	1,415	1,310	1,336	1,307	1,244	1,198
5歳	1,366	1,440	1,333	1,360	1,330	1,266
就学前乳幼児	7,719	7,543	7,293	7,112	6,860	6,598
6歳	1,495	1,387	1,450	1,344	1,370	1,340
7歳	1,436	1,516	1,394	1,457	1,351	1,377
8歳	1,379	1,446	1,525	1,402	1,465	1,359
小学校低学年児童	4,310	4,349	4,369	4,203	4,186	4,076
9歳	1,508	1,398	1,458	1,537	1,413	1,477
10歳	1,495	1,521	1,403	1,463	1,542	1,418
11歳	1,502	1,494	1,520	1,403	1,462	1,541
小学校高学年児童	4,505	4,413	4,381	4,403	4,417	4,436
合計	16,534	16,305	16,043	15,718	15,463	15,110

※平成26年は3月末現在の実績値。平成27年以降は各年4月1日の推計値。

*コーホート変化率法：「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) ニーズ調査の概要

①目的

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、子ども・子育て支援法の意義を踏まえ、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

なお、調査結果は、佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果報告書及び同概要版にまとめてあります。

②実施機関

平成 26 年 1 月 9 日～1 月 31 日にかけて実施し、郵送方式により調査票を配布・回収しました。

③実施対象

就学前の子どもを持つ保護者 1,000 人

小学生の児童を持つ保護者 1,000 人

④回収率

調査票の配布・回収状況

(単位：枚)

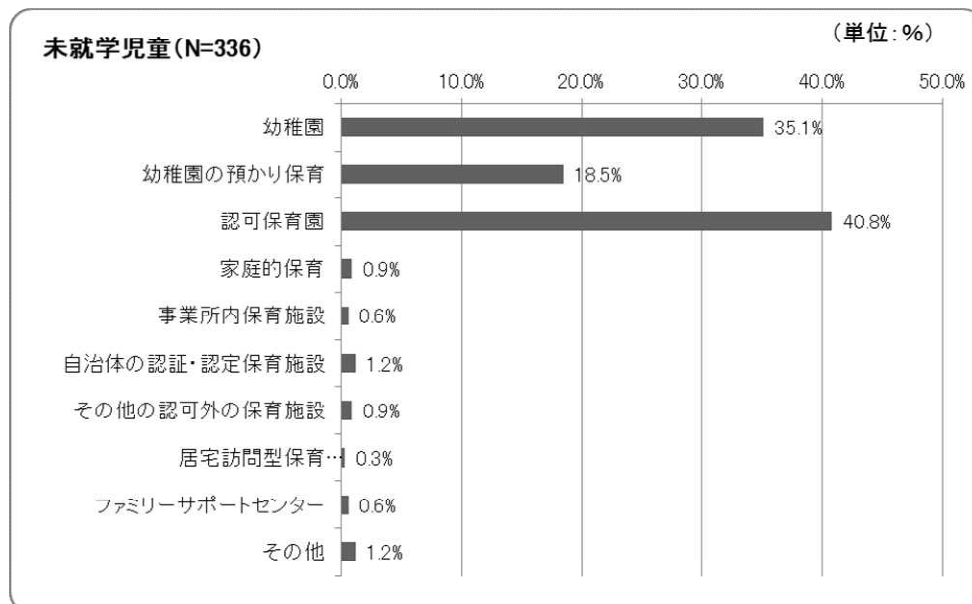
調査票	調査対象者数	回収数	回収率
就学前児童	1,000	603	60.3%
小学生児童	1,000	543	54.3%
合計	2,000	1,146	57.3%

資料：子育て支援課

(3) ニーズ調査結果 (抜粋)

①平日に利用している教育・保育事業

平日の定期的な保育事業の利用状況についてみると、現在の利用状況としては認可保育園が40.8%と最も多く、次いで幼稚園の35.1%となっています。

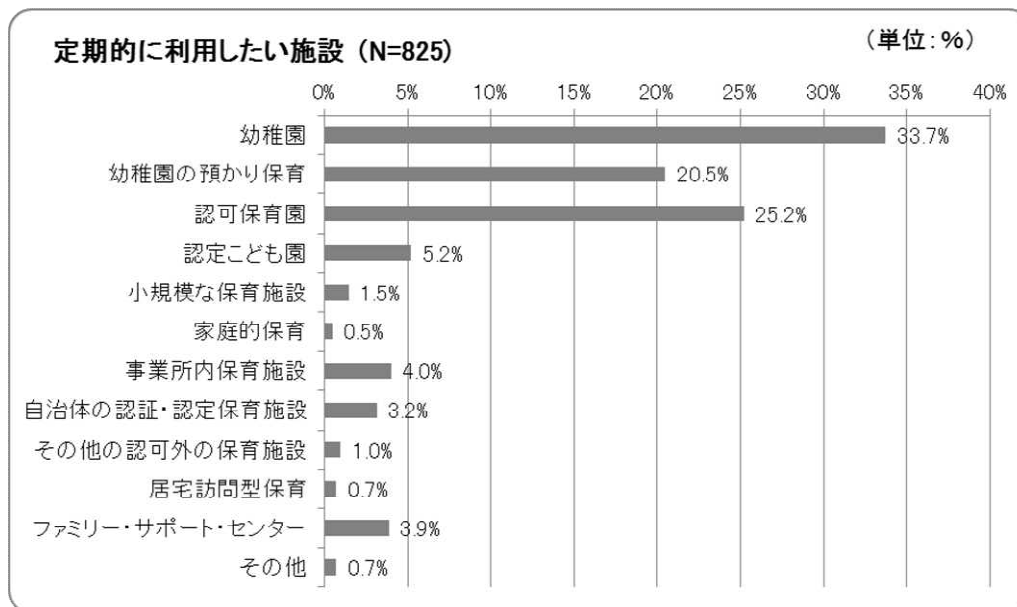


年齢別でみると、「0歳」、「1・2歳」では「認可保育園」が最も高く、8割を超えています。また、「3～5歳」では「幼稚園」が最も高く5割を超えています。

下段: %	上段: 人数	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他
0歳	30	100.0%	-	1	25	1	-	1	2	-	-	-
			-	3.3%	83.3%	3.3%	-	3.3%	6.7%	-	-	-
1・2歳	90	100.0%	6	1	72	2	1	3	1	1	1	2
			6.7%	1.1%	80.0%	2.2%	1.1%	3.3%	1.1%	1.1%	1.1%	2.2%
3～5歳	216	100.0%	112	60	40	-	1	-	-	-	1	2
			51.9%	27.8%	18.5%	-	0.5%	-	-	-	0.5%	0.9%

②現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「幼稚園」が33.7%で最も多く、次いで「認可保育園」が25.2%となっています。

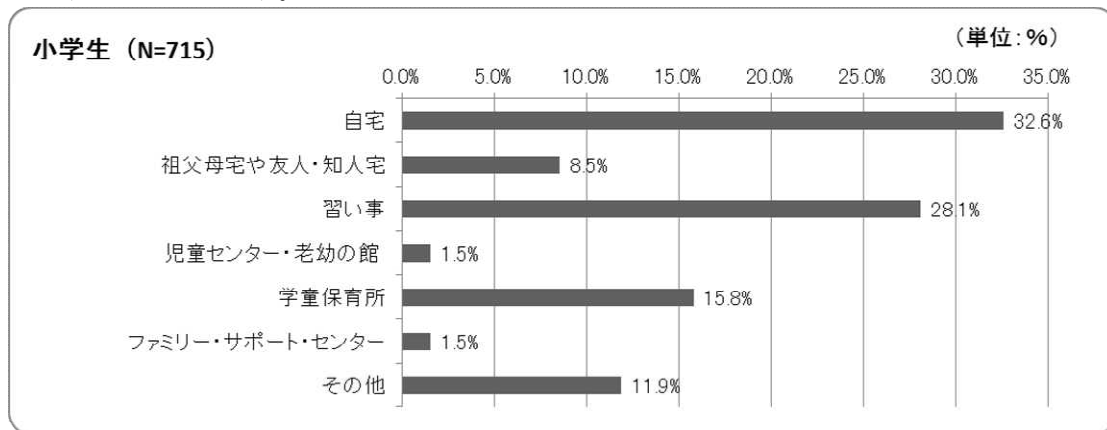


年齢別でみると、「0歳」、「1・2歳」では認可保育園が最も高く、「3～5歳」では幼稚園が49.5%と最も高くなっています。

下段: %	上段: 人数	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他
0歳	83	100.0%	2	6	30	2	11	1	10	8	3	3	6	1
1・2歳	221	100.0%	18	8	100	27	9	3	21	16	5	2	10	2
3～5歳	521	100.0%	258	155	78	5	1	-	2	2	-	1	16	3
			49.5%	29.8%	15.0%	1.0%	0.2%	-	0.4%	0.4%	-	0.2%	3.1%	0.6%

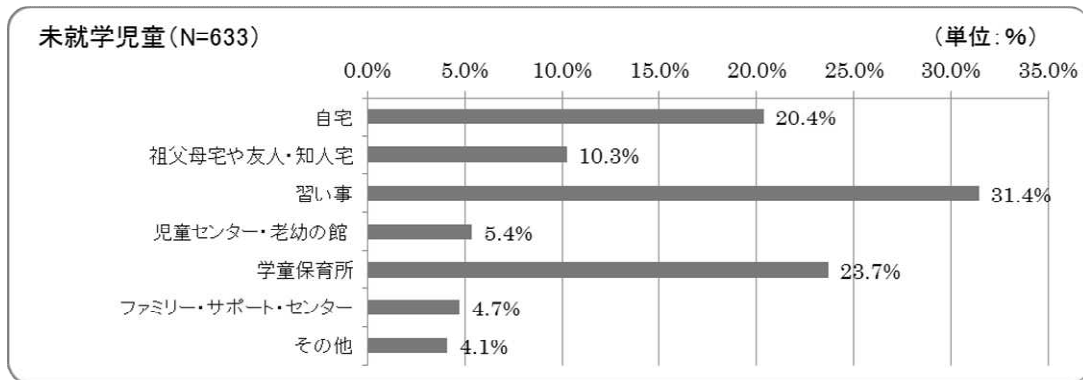
③小学生の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

小学生の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が32.6%で最も多く、次いで「習い事」が28.1%となっています。



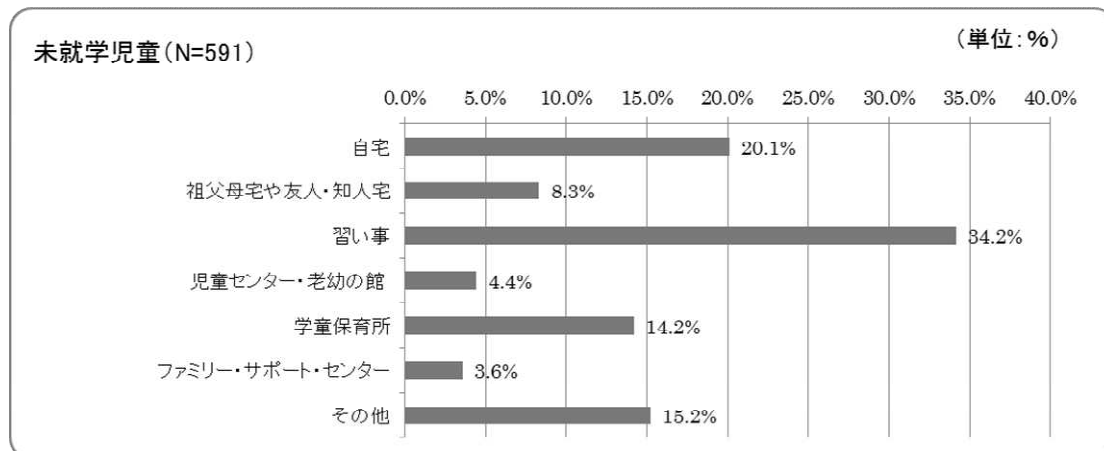
④未就学児童の小学校低学年で希望する放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方

未就学児童の小学校低学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「習い事」が31.4%で最も多く、次いで「学童保育」が23.7%となっています。



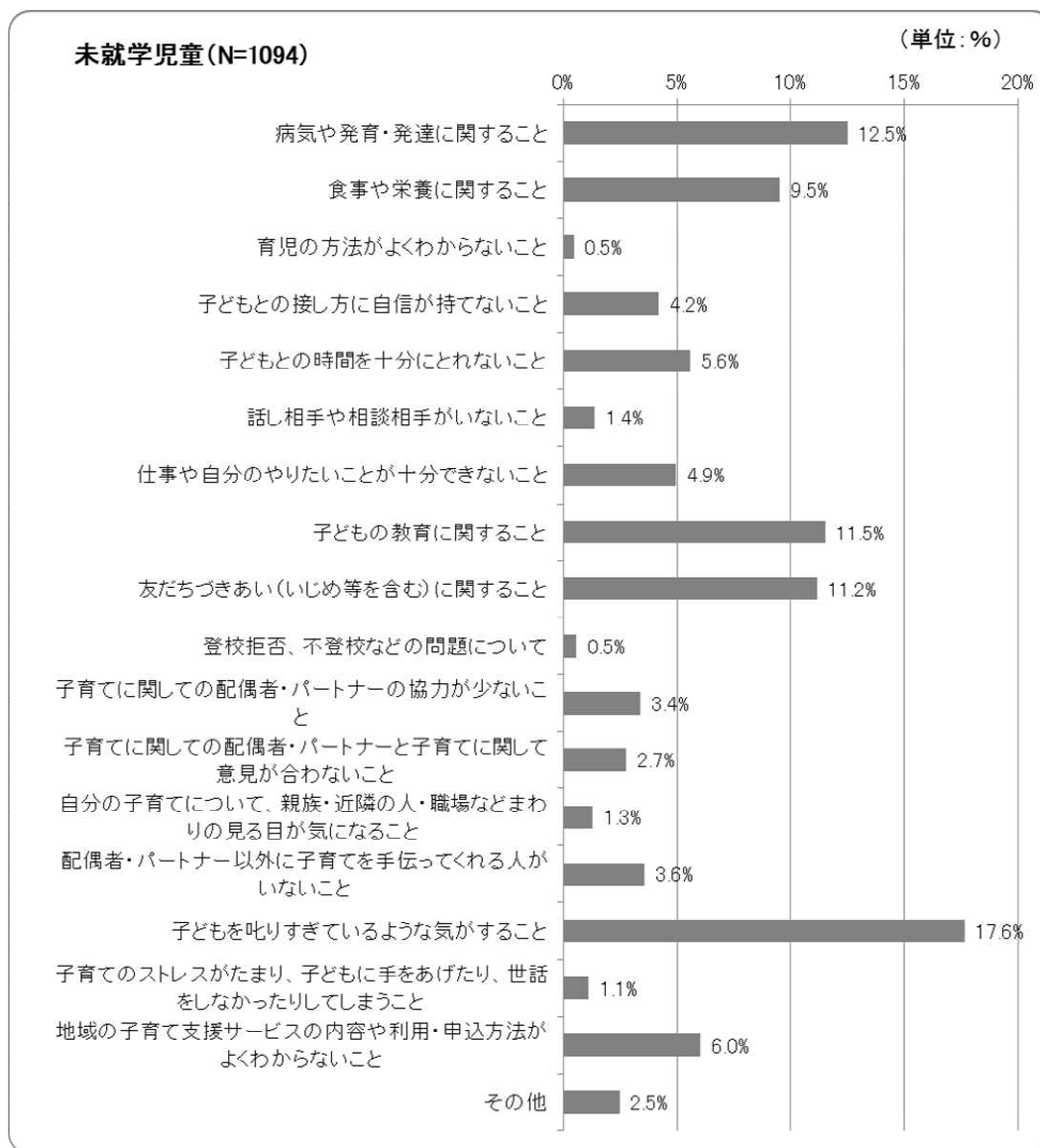
⑤未就学児童の小学校高学年で希望する放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

未就学児童の小学校高学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「習い事」が34.2%で最も多く、次いで「自宅」が20.1%となっています。



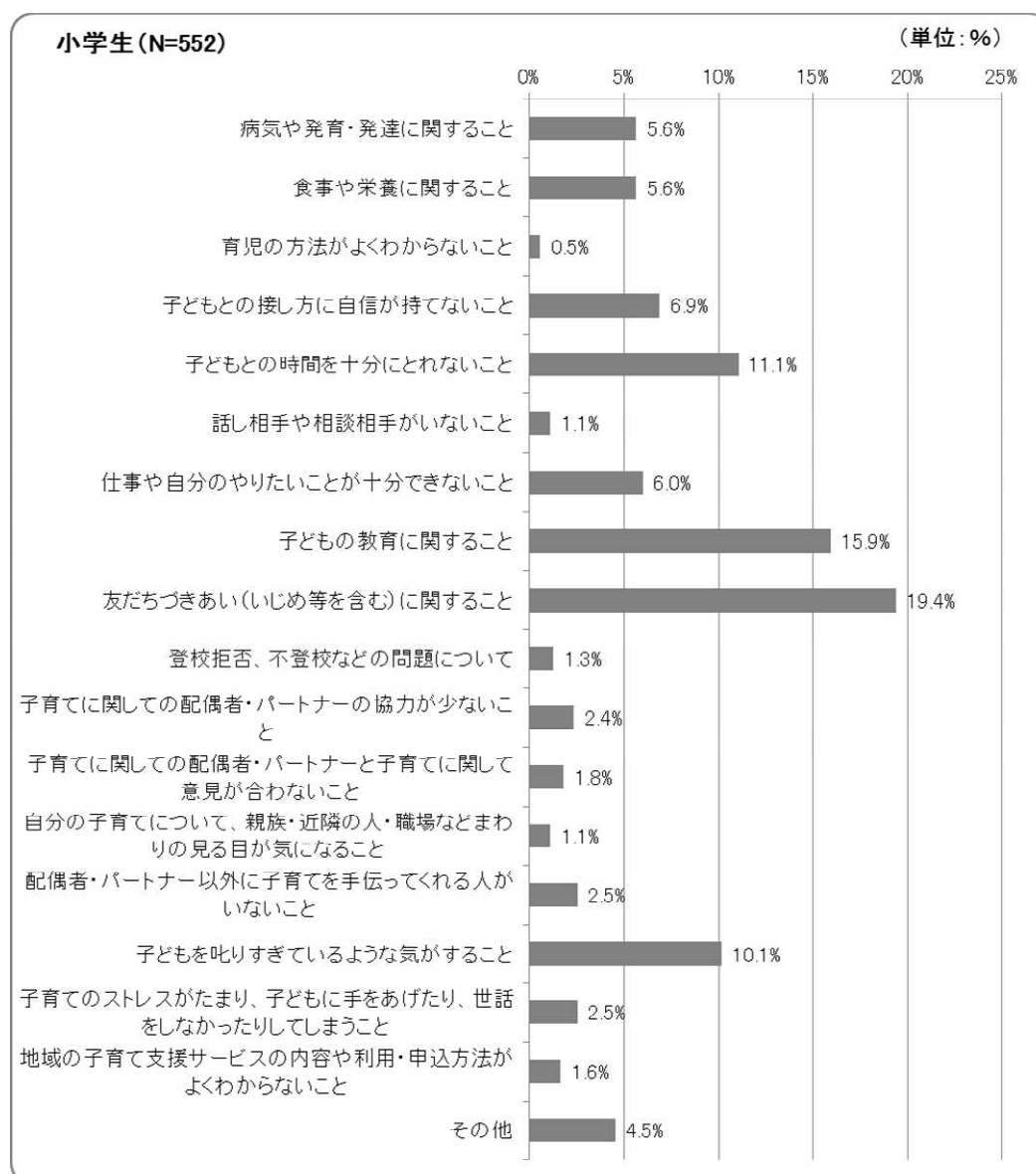
⑥子育て(教育を含む)において悩みや不安を持っているか

子育てにおける悩みや不安についてみると、未就学児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」と17.6%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が12.5%となっています。



第2章 子どもと子育ての現状

小学生では「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が19.4%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が15.9%となっています。



(4) ニーズ調査結果を踏まえた今後の方向性

➤現在は、3歳児から5歳児で、幼児教育を希望する場合は「幼稚園」を、保護者の就労等により家庭で保育が困難な場合は「保育園」というように、子どもが利用する施設は、保護者の就労状況等に大きく左右されています。

➤本市の幼稚園は、平成26年5月1日現在、公立3園、私立10園あり、定員は3,270名ですが、在園者数は2,577名となっており、定員に対して在園児数が少ない幼稚園もあります。

➤ただし、3歳児から5歳児では、幼稚園を利用する子どもの数が保育園を利用する子どもの数を上回っており、ニーズ調査結果からも、幼稚園や幼稚園における預かり保育を希望する保護者の割合は多くなっています。

➤一方で、本市の認可保育園及び認定保こども園は、平成27年1月1日現在、公立8園、私立15園あり、定員は1,904名ですが、在園者数は1,972名となっており、定員を上回っています。また、平成26年4月1日時点の待機児童37名のうち、0歳児は5名、1・2歳児で26名となっており、3歳児未満児における受け入れ枠の拡大が喫緊の課題となっています。

➤新制度においては、保護者の就労状況や家族の状況に関わらず、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境整備が必要とされています。

➤小学生の放課後の過ごした方としては、ニーズ調査結果から、自宅で過ごす、習い事に行く、学童保育を利用することが多く、低学年のうちの希望は学童保育の利用希望が高くなっています。

➤また、子育てにおいて悩みや不安を持っている家庭も多く、地域子育て拠点施設等の身近な場所における相談事業の実施及び充実を図っていくことが求められています。

➤本市における幼稚園、保育園、その他子育て支援に関する施設等は、市内全域にバランスよく立地しています。しかし、志津地区や臼井地区においては、人口が他の地区と比べると多くなっており、今後、人口の増加が予想される地域もあることから、さらに長期的な視点で、各施設の将来における適正なあり方や整備時期等を検討していく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、社会の宝であり、未来の希望であり、一人ひとりの子どもの幸せは、私たち市民すべての願いです。

子育て支援事業の実施にあたっては、すべての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、健やかに成長できる社会、すなわち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが必要です。

同時に、子育ては保護者が第一義的責任を持ちながら、社会のすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが大切です。

そこで、本計画における基本理念は、国の定めた基本指針をふまえ、本市がこれまで行動計画の中で実現を目指してきた「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を継承したうえで、次のとおりとします。

手をつなぎ、みんなで育てよう！
笑がお いっぱい 佐倉っ子

「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、地域全体が、子育てをしている保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを、「笑がお いっぱい」は、すべての子どもが、限りない愛情をもって育まれることで、当たり前な幸せで、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

2 計画の基本方針

基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう！ 笑がお いっぱい 佐倉っ子」を踏まえ、子ども、家庭、地域の観点から、次の3つの基本方針に基づき、6つの項目を柱として、子ども・子育て支援施策を進めていきます。

(1) 子どもが幸せなまち

～すべての子どもが 自分を大切にし、大切にされるまちづくり～

(2) 子育てを楽しめるまち

～子どもを産み・育てる すべての家庭が
喜びをもって子育てできるまちづくり～

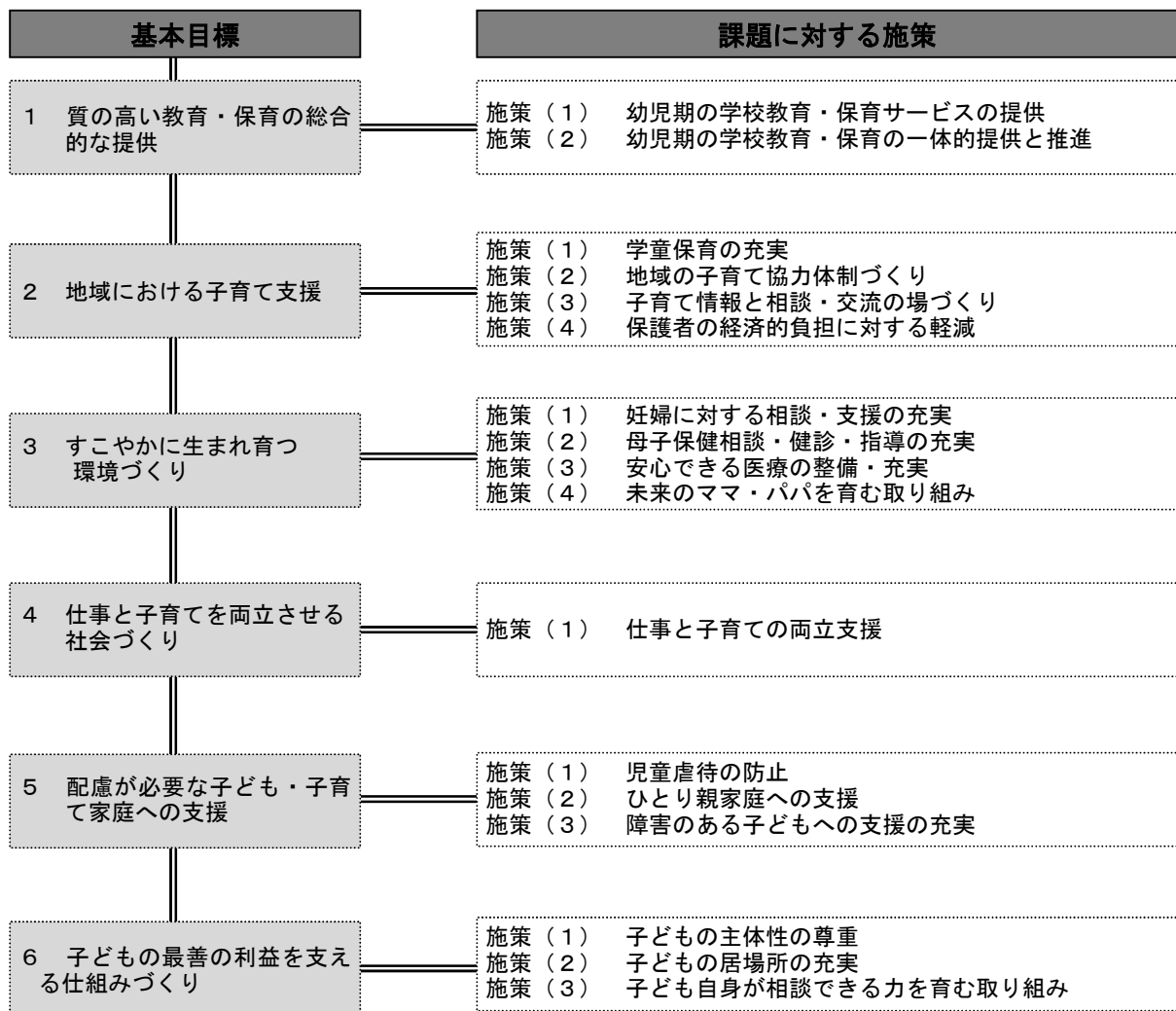
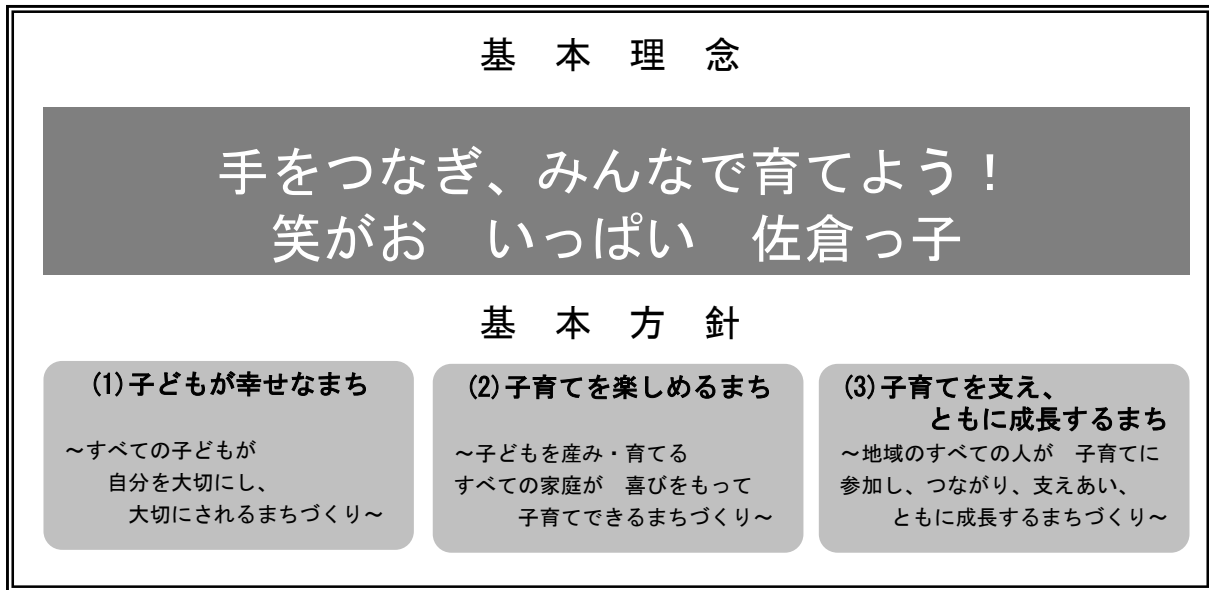
(3) 子育てを支え、ともに成長するまち

～地域のすべての人が 子育てに参加し、
つながり、支えあい、ともに成長するまちづくり～

本計画における6つの柱（基本目標）

1. 質の高い教育・保育の総合的な提供
2. 地域における子育て支援
3. すこやかに生まれ育つ環境づくり
4. 仕事と子育てを両立させる社会づくり
5. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援
6. 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

3 計画の体系



第4章

子ども・子育て支援施策

第4章 子ども・子育て支援施策

1 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

【新制度のポイント】

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します。
- ②子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます。
- ③待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やします。

2 子ども・子育て支援新制度の事業体系

(1) 子どものための教育・保育給付の新設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の給付（「地域型保育給付」）が創設されます。これらの給付費が確実に子育て支援に使われるように、保護者への直接的な給付ではなく、施設や事業者が代理で給付を受ける仕組みになっています（法定代理受領）。

(2) 給付の支給を受ける子どもの認定区分

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。

この区分に基づいて、施設型給付、地域型保育給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

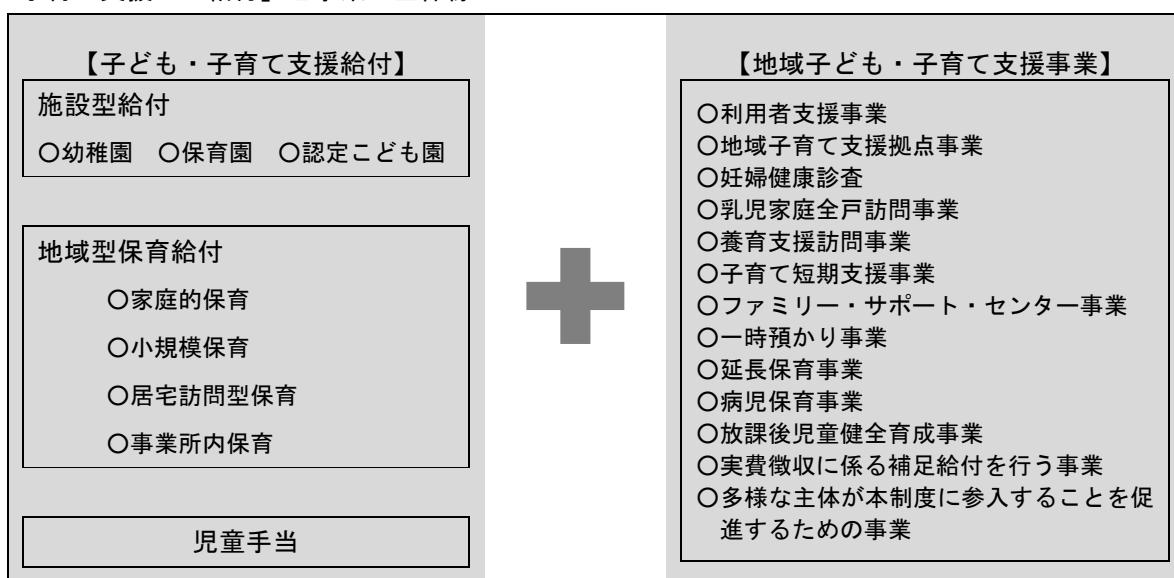
認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども 〔保育の必要性なし〕	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園 地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

子育て支援の「給付」と事業の全体像



3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）は、子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って算出し、本市の地域の特徴や利用実績等を検証しながら、補正を加え推計値としました。

4 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し検討した結果、対象事業ごとに、市内全域を区域とする1区域、生活圈域を考慮し地域福祉計画における中域福祉圏と同様の区域とする5区域、小学校区を区域とする23区域の3種類の区域を設定することとしました。

〔1区域（市内全域）の対象事業〕

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業

〔1区域（市内全域）の主な特徴〕

市全体で見ると、特に西側の志津地区に人口が多く、住宅地やマンション、商業施設が集中しています。東側は駅周辺などについては住宅地や商業施設もありますが、人口は西側と比べると少なくなっています。特に、南側については人口が減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる状況です。教育・保育施設は西側に多く集まっていますが、待機児童も西側に多い状況です。東側から南側についても待機児童は発生しているため、施設整備の検討は必要ですが、西側と比べるとある程度充足していると言える状況となっています。



〔5区域の対象事業〕

教育・保育の提供、延長保育事業、一時預かり事業

5区域

(佐倉区域、根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域、志津北部区域、志津南部区域)

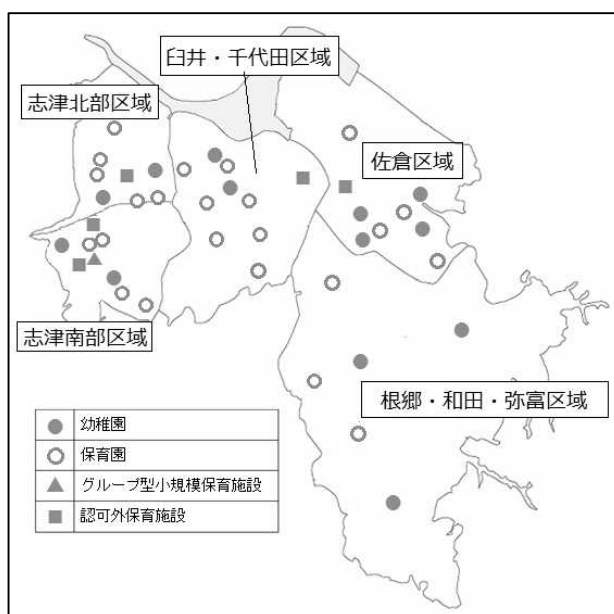
〔5区域の主な特徴〕

○佐倉区域

市の北東に位置しています。区域中央を横断している京成本線の京成佐倉駅周辺は旧城下町の雰囲気を残しており、市役所や国立歴史民俗博物館、岩名運動公園などの施設が集まっています。人口が区域中部から南部に多いため、教育・保育施設もその地域に多く位置しています。

○根郷・和田・弥富区域

市の東南に位置しています。地区北部のJR佐倉駅周辺には商業施設が集まっています。また、区画整理事業が行われた寺崎地区では、人口増加が見込まれています。区域中部には佐倉ICが開通しており、工業団地が立ち並んでいます。区域中部から南部は、農業地帯として緑豊かな環境となっている一方、人口は減少傾向であり、少子高齢化が特に進んでいます。保育・教育施設の施設数は他の区域より少ないが、ある程度充足している状況です。



○臼井・千代田区域

市の中部よりやや西側に位置しています。農村地域と住宅地が混在する区域であり、京成臼井駅を中心に住宅街や商業施設が広がり、区域北部には印旛沼や佐倉ふるさと広場などの自然環境が存在します。保育・教育施設は区域全体にバランスよく点在していますが、志津区域に次いで保育・教育施設への在園児数や待機児童数が多い地域です。

○志津北部区域

市の西部に位置し、地区を横断する京成本線の線路より北の地域です。志津南部区域と合わせると、最も人口が多い区域であり、首都圏のベッドタウンとして現在も開発が進んでいるため、人口増加が見込まれています。駅前(ユーカリが丘駅・志津駅)を中心に商業施設やマンション、住宅地が立ち並んでいます。教育・保育施設の在園者数が最も多く、待機児童数も多い地域となっているため、施設整備の検討が必要な地域です。

○志津南部区域

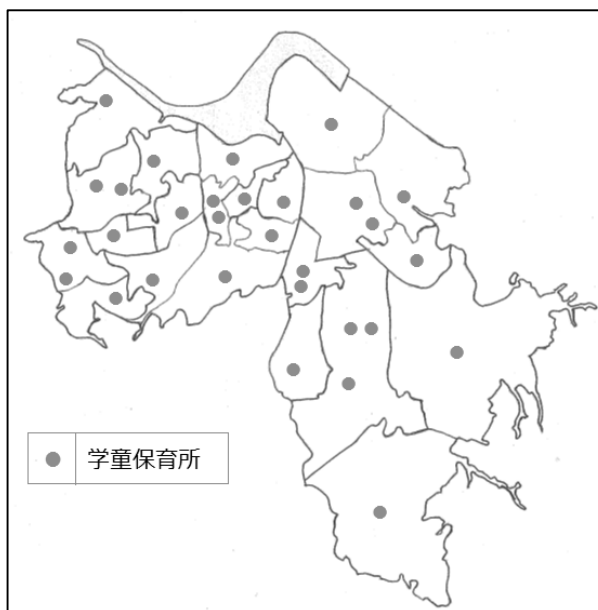
市の西部に位置し、地区を横断する京成本線の線路より南の地域です。志津北部区域と合わせると、最も人口が多い区域であり、首都圏のベッドタウンとして現在も開発が進んでいるため、人口増加が見込まれています。駅前(ユーカリが丘駅・志津駅)を中心として商業施設やマンション、住宅地が立ち並び、区域南部には緑豊かな地域も広がっています。教育・保育施設の在籍数が最も多く、待機児童数も多い地域となっているため、施設整備の検討が必要な地域です。

〔23区域（小学校区域）の対象事業〕

放課後児童健全育成事業

〔23区域（小学校区域）の主な特徴〕

学童保育は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区を区域としました。



本市における量の見込みの区域設定

区分	区域	区域設定の理由	
教育・保育の提供	5区域	安定した教育・保育事業を実施するために、既存の施設や児童人口が均衡された区域設定をする必要があるため、生活圏域を考慮し、地域福祉計画における中域福祉圏と同様の5区域としました。※1	
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	5区域	※1と同じ。
	②放課後児童健全育成事業	23区域	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	③子育て短期支援事業	1区域	市内1か所に設置する予定で全域の児童を対象とするため1区域としました。
	④地域子育て支援拠点事業	1区域	市内16か所で全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑤一時預かり事業	5区域	※1と同じ。
	⑥病児保育事業	1区域	市内3か所で全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	1区域	全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑧利用者支援事業	1区域	市内2か所で全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	1区域	訪問業務であるため1区域としました。
	⑩妊婦健康診査	1区域	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため1区域としました。
	⑪養育支援訪問事業	1区域	訪問事業であるため1区域としました。

5 教育・保育の提供

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定＋2号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
②確保量	3,271	3,291	3,070	3,070	3,070	3,070
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	21	21	70	70	70	70
確認を受けない幼稚園 (施設か所数)	3,270 (14か所)	3,270 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)
②－①		711	490	490	490	490

〈保育を希望する子ども〉 2号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
②確保量	1,135	1,146	1,246	1,307	1,307	1,307
保育園	1,108	1,119	1,192	1,253	1,253	1,253
認定こども園 (施設か所数)	27 (23か所)	27 (24か所)	54 (26か所)	54 (28か所)	54 (28か所)	54 (28か所)
②－①		▲94	6	67	67	67

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉 3号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		270	270	270	270	270
②確保量	181	207	246	283	283	283
保育園	175	178	200	211	211	211
認定こども園	6	6	14	14	14	14
地域型保育 (施設か所数)	0 (23か所)	23 (28か所)	32 (32か所)	58 (38か所)	58 (38か所)	58 (38か所)
②－①		▲63	▲24	13	13	13

〈1・2歳児〉 3号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		810	810	810	810	810
②確保量	588	640	735	819	819	819
保育園	572	578	633	671	671	671
認定こども園	16	16	32	32	32	32
地域型保育 (施設か所数)	0 (23か所)	46 (28か所)	70 (32か所)	116 (38か所)	116 (38か所)	116 (38か所)
②－①		▲170	▲75	9	9	9

【確保の内容】

＜平成27年度＞幼稚園13園、認可保育園23園、認定こども園1園、小規模保育4か所

(認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園4か所)

＜平成28年度＞幼稚園12園、認可保育園24園、認定こども園2園、小規模保育6か所

(幼稚園が認定こども園へ移行1園、認可保育園定員増1園、認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園2か所)

＜平成29年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所

(認可保育園新規開園2園、小規模保育新規開園4か所)

＜平成30年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所(増減なし)

＜平成31年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所(増減なし)

施設・事業類型ごとの箇所数・定員数のまとめ

施設・事業類型	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員
幼稚園	13	3,270	13	3,270	12	3,000	12	3,000	12	3,000	12	3,000
佐倉区域	4	980	4	980	4	980	4	980	4	980	4	980
根郷・和田・弥富区域	3	350	3	350	2	80	2	80	2	80	2	80
臼井・千代田区域	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770
志津北部区域	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670
志津南部区域	2	500	2	500	2	500	2	500	2	500	2	500
保育園	22	1,855	23	1,875	24	2,025	26	2,135	26	2,135	26	2,135
佐倉区域	4	340	4	340	4	370	5	420	5	420	5	420
根郷・和田・弥富区域	3	280	3	280	3	280	3	280	3	280	3	280
臼井・千代田区域	6	437	6	437	6	437	6	437	6	437	6	437
志津北部区域	5	438	5	438	6	498	6	498	6	498	6	498
志津南部区域	4	360	5	380	5	440	6	500	6	500	6	500
認定こども園	1	70	1	70	2	171	2	171	2	171	2	171
佐倉区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根郷・和田・弥富区域	0	0	0	0	1	101 (50+51)	1	101 (50+51)	1	101 (50+51)	1	101 (50+51)
臼井・千代田区域	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)	1	70 (21+49)
志津北部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志津南部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育 (小規模保育等)			4	69	6	102	10	174	10	174	10	174
佐倉区域			0	0	2	33	2	33	2	33	2	33
根郷・和田・弥富区域			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼井・千代田区域			1	18	1	18	3	54	3	54	3	54
志津北部区域			1	18	1	18	3	54	3	54	3	54
志津南部区域			2	33	2	33	2	33	2	33	2	33

※認定こども園の（ ）の数字は、(教育+保育)の人数内訳です。

区域別の量の見込みと確保量〈佐倉区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定

(単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		750	750	750	750	750
②確保量	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)	980(4)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		230	230	230	230	230

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		210	210	210	210	210
②確保量	204(4)	204(4)	214(4)	210(5)	210(5)	210(5)
保育園	204(4)	204(4)	214(4)	242(5)	242(5)	242(5)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	▲32※	▲32※	▲32※
②-①		▲6	4	0	0	0

※臼井・千代田区域に充当。

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		40	40	40	40	40
②確保量	31(4)	31(4)	46(6)	43(7)	43(7)	43(7)
保育園	31(4)	31(4)	37(4)	42(5)	42(5)	42(5)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	9(2)	9(2)	9(2)	9(2)
他区域の充当分	-	0	0	▲8※	▲8※	▲8※
②-①		▲9	6	3	3	3

※臼井・千代田区域に充当。

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

佐倉区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		120	120	120	120	120
②確保量	105(4)	105(4)	143(6)	123(7)	123(7)	123(7)
保育園	105(4)	105(4)	119(4)	136(5)	136(5)	136(5)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	24(2)	24(2)	24(2)	24(2)
他区域の充当分	-	0	0	▲37※	▲37※	▲37※
②-①		▲15	23	3	3	3

※根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域に充当。

【確保の内容】

＜平成27年度＞幼稚園4園、認可保育園4園、認定こども園0園、小規模保育0か所（増減なし）

＜平成28年度＞幼稚園4園、認可保育園4園、認定こども園0園、小規模保育2か所

（認可保育園定員増1園、小規模保育新規開園2か所）

＜平成29年度＞幼稚園4園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所

（認可保育園新規開園1園）

＜平成30年度＞幼稚園4園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所（増減なし）

＜平成31年度＞幼稚園4園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所（増減なし）

区域別の量の見込みと確保量〈根郷・和田・弥富区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		80	80	80	80	80
②確保量	350(3)	350(3)	130(3)	130(3)	130(3)	130(3)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	50(1)	50(1)	50(1)	50(1)
確認を受けない幼稚園	350(3)	350(3)	80(2)	80(2)	80(2)	80(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		270	50	50	50	50

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		170	170	170	170	170
②確保量	175(3)	175(3)	202(4)	170(4)	170(4)	170(4)
保育園	175(3)	175(3)	175(3)	175(3)	175(3)	175(3)
認定こども園	0	0	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)
他区域の充当分	-	0	0	▲32※	▲32※	▲32※
②-①		5	35	0	0	0

※臼井・千代田区域へ充当。

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		30	30	30	30	30
②確保量	28(3)	28(3)	36(4)	36(4)	36(4)	36(4)
保育園	28(3)	28(3)	28(3)	28(3)	28(3)	28(3)
認定こども園	0	0	8(1)	8(1)	8(1)	8(1)
地域型保育	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲2	6	6	6	6

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

根郷・和田・弥富区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		100	100	100	100	100
②確保量	77(3)	77(3)	93(4)	100(4)	100(4)	100(4)
保育園	77(3)	77(3)	77(3)	77(3)	77(3)	77(3)
認定こども園	0	0	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)
地域型保育	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	7※	7※	7※
②-①		▲23	▲7	0	0	0

※佐倉区域から充当。

【確保の内容】

〈平成27年度〉幼稚園3園、認可保育園3園、認定こども園0園、小規模保育0か所(増減なし)

〈平成28年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所

(幼稚園が認定こども園へ移行1園)

〈平成29年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所(増減なし)

〈平成30年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所(増減なし)

〈平成31年度〉幼稚園2園、認可保育園3園、認定こども園1園、小規模保育0か所(増減なし)

区域別の量の見込みと確保量〈臼井・千代田区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定

(単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		650	650	650	650	650
②確保量	770(2)	790(3)	790(3)	790(3)	790(3)	790(3)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	20(1)	20(1)	20(1)	20(1)	20(1)
確認を受けない幼稚園	770(2)	770(2)	770(2)	770(2)	770(2)	770(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		140	140	140	140	140

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		320	320	320	320	320
②確保量	288(7)	288(7)	288(7)	320(7)	320(7)	320(7)
保育園	261(6)	261(6)	261(6)	261(6)	261(6)	261(6)
認定こども園	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)	27(1)
他区域の充当分	-	0	0	32※	32※	32※
②-①		▲32	▲32	0	0	0

※佐倉区域から充当。

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		70	70	70	70	70
②確保量	44(7)	50(8)	50(8)	70(10)	70(10)	70(10)
保育園	38(7)	38(6)	38(6)	38(6)	38(6)	38(6)
認定こども園	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)
地域型保育	0	6(1)	6(1)	18(3)	18(3)	18(3)
他区域の充当分	-	0	0	8※	8※	8※
②-①		▲20	▲20	0	0	0

※佐倉区域から充当。

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

臼井・千代田区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		220	220	220	220	220
②確保量	154(7)	166(8)	166(8)	220(10)	220(10)	220(10)
保育園	138(6)	138(6)	138(6)	138(6)	138(6)	138(6)
認定こども園	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)	16(1)
地域型保育	0	12(1)	12(1)	36(3)	36(3)	36(3)
他区域の充当分	-	0	0	30※	30※	30※
②-①		▲54	▲54	0	0	0

※佐倉区域から充当。

【確保の内容】

〈平成27年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育1か所

(小規模保育新規開園1か所)

〈平成28年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育1か所(増減なし)

〈平成29年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3か所

(小規模保育新規開園2か所)

〈平成30年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3か所(増減なし)

〈平成31年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3か所(増減なし)

区域別の量の見込みと確保量〈志津北部区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定+2号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		580	580	580	580	580
②確保量	670(2)	650(2)	650(2)	650(2)	650(2)	650(2)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	670(2)	670(2)	670(2)	670(2)	670(2)	670(2)
他区域の充当分	-	▲20※	▲20※	▲20※	▲20※	▲20※
②-①		70	70	70	70	70

※志津南部区域に充当。

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		280	280	280	280	280
②確保量	259(5)	259(5)	289(6)	289(6)	289(6)	289(6)
保育園	259(5)	259(5)	289(6)	289(6)	289(6)	289(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲21	9	9	9	9

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		70	70	70	70	70
②確保量	41(5)	47(6)	57(7)	70(9)	70(9)	70(9)
保育園	41(5)	41(5)	51(6)	51(6)	47(6)	47(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	6(1)	6(1)	20(3)	20(3)	20(3)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲23	▲13	1	1	1

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

志津北部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		190	190	190	190	190
②確保量	138(5)	150(6)	170(7)	192(9)	192(9)	192(9)
保育園	138(5)	138(5)	158(6)	158(6)	155(6)	155(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	12(1)	12(1)	34(3)	34(3)	34(3)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲40	▲20	2	2	2

【確保の内容】

〈平成27年度〉幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育1か所

(小規模保育新規開園1か所)

〈平成28年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育1か所

(認可保育園新規開園1園)

〈平成29年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育3か所

(小規模保育新規開園2か所)

〈平成30年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育3か所(増減なし)

〈平成31年度〉幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育3か所(増減なし)

区域別の量の見込みと確保量〈志津南部区域〉

【量の見込みと確保量】

■ 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉1号認定＋2号認定

(単位:人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		520	520	520	520	520
②確保量	500(2)	520(2)	520(2)	520(2)	520(2)	520(2)
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	500(2)	500(2)	500(2)	500(2)	500(2)	500(2)
他区域の充当分	-	20※	20※	20※	20※	20※
②-①		0	0	0	0	0

※志津北部区域から充当。

〈保育を希望する子ども〉2号認定

(単位:人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		260	260	260	260	260
②確保量	209(4)	220(5)	253(5)	286(6)	286(6)	286(6)
保育園	209(4)	220(5)	253(5)	286(6)	286(6)	286(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲40	▲7	26	26	26

■ 3歳未満の子ども

〈0歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		60	60	60	60	60
②確保量	37(4)	51(7)	57(7)	63(8)	63(8)	63(8)
保育園	37(4)	40(5)	46(5)	52(6)	52(6)	52(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)	11(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲9	▲3	3	3	3

〈1・2歳児〉3号認定

(単位:人(施設か所数))

志津南部区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		180	180	180	180	180
②確保量	114(4)	142(7)	163(7)	184(8)	184(8)	184(8)
保育園	114(4)	120(5)	141(5)	162(6)	162(6)	162(6)
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	22(2)	22(2)	22(2)	22(2)	22(2)
他区域の充当分	-	0	0	0	0	0
②-①		▲38	▲17	4	4	4

【確保の内容】

<平成27年度> 幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所
(小規模保育新規開園2か所)

<平成28年度> 幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園0園、小規模保育2か所
(認可保育園定員増1園)

<平成29年度> 幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育2か所
(認可保育園新規開園1園)

<平成30年度> 幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育2か所 (増減なし)

<平成31年度> 幼稚園2園、認可保育園6園、認定こども園0園、小規模保育2か所 (増減なし)

6 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常利用していない日や時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【提供区域】 5区域

【現 状】

- すべての認可保育園、認定こども園で実施しています。
- 18時30分までの延長保育を民間保育園2園、19時までの延長保育を公立保育園2園、民間保育園9園、民間認定こども園1園、20時までの延長保育を公立保育園6園、民間保育園3園で行っています。
- 平成25年度の利用実績は実利用人数約578人です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		600	600	600	600	600
②確保量	1,904	1,993	2,227	2,409	2,409	2,409
(施設か所数)	(23か所)	(28か所)	(32か所)	(38か所)	(38か所)	(38か所)
②-①		1,393	1,627	1,809	1,809	1,809

【確保の内容】

- 引き続きすべての認可保育園において延長保育事業を継続します。
- 平成27年度以降に開園する認可保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）についても延長保育事業を実施するよう促します。
- 保護者のニーズにより延長保育事業の時間拡大について検討します。

＜平成27年度＞28か所（認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園4か所）

＜平成28年度＞32か所（認可保育園新規開園1園、幼稚園が認定こども園へ移行1園、小規模保育新規開園2か所）

＜平成29年度＞38か所（認可保育園新規開園2園、小規模保育新規開園4か所）

＜平成30年度＞38か所（増減なし）

＜平成31年度＞38か所（増減なし）

区域別の量の見込みと確保量

〈佐倉区域〉

(単位 :

佐倉	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		110	110	110	110	110
②確保量	340	340	403	453	453	453
(施設か所数)	(4か所)	(4か所)	(6か所)	(7か所)	(7か所)	(7か所)
②-①		230	293	343	343	343

人)

〈根郷・和田・弥富区域〉

(単位 :

根郷・和田・弥富	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		90	90	90	90	90
②確保量	280	280	331	331	331	331
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
②-①		190	241	241	241	241

人)

〈臼井・千代田区域〉

(単位 :

臼井・千代田	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		140	140	140	140	140
②確保量	486	504	504	540	540	540
(施設か所数)	(7か所)	(8か所)	(8か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)
②-①		364	364	400	400	400

人)

〈志津北部区域〉

(単位 :

志津北部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		140	140	140	140	140
②確保量	438	456	516	552	552	552
(施設か所数)	(5か所)	(6か所)	(7か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)
②-①		316	376	412	412	412

人)

〈志津南部区域〉

(単位 :

志津南部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		120	120	120	120	120
②確保量	360	413	473	533	533	533
(施設か所数)	(4か所)	(7か所)	(7か所)	(8か所)	(8か所)	(8か所)
②-①		293	353	413	413	413

人)

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【提供区域】 23 区域（小学校区域）

【現 状】

- すべての小学校区で実施しています。
- 高学年の受入れは、18 小学校区で実施しています。
- 小学校敷地内の余裕教室や専用施設等を利用して 30 か所で実施し、1,233 人の児童が在籍しています。
- 開所時間は、月～金は放課後～19 時、土曜日は 7 時～18 時、長期休業期間は 7 時から 19 時です。
- 月額利用料は 7,000 円、ただし、8 月は 10,000 円です。
- 運営は委託しています。
- 待機児童は発生していません。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1,320	1,330	1,310	1,290	1,267
うち 1～3 年生	980	930	945	917	899	869
うち 4～6 年生	249	390	385	393	391	398
②確保量	1,425	1,530	1,635	1,725	1,725	1,725
（施設か所数）	（30 か所）	（32 か所）	（34 か所）	（36 か所）	（36 か所）	（36 か所）
②－①		210	305	415	435	458

【確保の内容】

- 高学年の受入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。
 - 定員を超過し過密状態になっている施設については、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。
- ＜平成 27 年度＞32 か所（志津小学校区域 1 か所整備、青菅小学校区域 1 か所整備、臼井小学校区域定員見直し）
- ＜平成 28 年度＞34 か所（上志津小学校区域 1 か所整備、西志津小学校区域 1 か所整備）
- ＜平成 29 年度＞36 か所（井野小学校区域 1 か所整備、間野台小学校区域 1 か所整備）
- ＜平成 30 年度＞36 か所（増減なし）
- ＜平成 31 年度＞36 か所（増減なし）

区域別の量の見込みと確保量

〈佐倉小学校区域〉

(単位：人)

佐倉小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		107	107	103	97	101
うち1～3年生	72	80	79	73	67	68
うち4～6年生	26	27	28	30	30	33
②確保量	120	120	120	120	120	120
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		13	13	17	23	19

〈内郷小学校区域〉

(単位：人)

内郷小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		27	29	29	31	29
うち1～3年生	17	20	22	21	22	20
うち4～6年生	5	7	7	8	9	9
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		38	36	36	34	36

〈臼井小学校区域〉

(単位：人)

臼井小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		56	58	57	56	55
うち1～3年生	44	41	43	41	39	37
うち4～6年生	9	15	15	16	17	18
②確保量	30	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		4	2	3	4	5

〈印南小学校区域〉

(単位：人)

印南小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		38	39	37	38	38
うち1～3年生	31	26	27	25	27	26
うち4～6年生	19	12	12	12	11	12
②確保量	70	70	70	70	70	70
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		32	31	33	32	32

〈千代田小学校区域〉

(単位：人)

千代田小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		45	45	50	50	50
うち1～3年生	30	33	32	37	36	37
うち4～6年生	10	12	13	13	14	13
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		20	20	15	15	15

〈上志津小学校区域〉

(単位：人)

上志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		90	85	83	80	77
うち1～3年生	57	61	56	55	55	54
うち4～6年生	0	29	29	28	25	23
②確保量	45	45	95	95	95	95
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②－①		▲45	10	12	15	18

〈志津小学校区域〉

(単位：人)

志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		75	77	77	82	80
うち1～3年生	74	55	55	53	57	55
うち4～6年生	21	20	22	24	25	25
②確保量	60	100	100	100	100	100
(施設か所数)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②－①		25	23	23	18	20

〈下志津小学校区域〉

(単位：人)

下志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		37	37	38	35	33
うち1～3年生	29	26	26	27	24	22
うち4～6年生	8	11	11	11	11	11
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		28	28	27	30	32

〈南志津小学校区域〉

南志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		58	63	65	66	64
うち1～3年生	49	43	47	49	49	45
うち4～6年生	9	15	16	16	17	19
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		7	2	0	▲1	1

〈根郷小学校区域〉

(単位：人)

根郷小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		88	90	84	68	66
うち1～3年生	65	62	66	59	50	46
うち4～6年生	13	26	24	25	18	20
②確保量	130	130	130	130	130	130
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		42	40	46	62	64

〈和田小学校区域〉

(単位：人)

和田小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		13	13	12	13	11
うち1～3年生	8	8	9	8	9	7
うち4～6年生	4	5	4	4	4	4
②確保量	15	15	15	15	15	15
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		2	2	3	2	4

〈弥富小学校区域〉

(単位：人)

弥富小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		8	8	7	6	6
うち1～3年生	4	5	5	4	4	4
うち4～6年生	6	3	3	3	2	2
②確保量	50	50	50	50	50	50
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②-①		42	42	43	44	44

〈井野小学校区域〉

井野小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		108	114	115	118	122
うち1～3年生	91	75	80	79	81	84
うち4～6年生	15	33	34	36	37	38
②確保量	115	115	115	155	155	155
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②－①		7	1	40	37	33

〈佐倉東小学校区域〉

(単位：人)

佐倉東小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		45	45	43	43	39
うち1～3年生	31	30	32	31	30	26
うち4～6年生	11	15	13	12	13	13
②確保量	45	45	45	45	45	45
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		0	0	2	2	6

〈西志津小学校区域〉

(単位：人)

西志津小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		129	130	130	127	121
うち1～3年生	85	90	93	95	89	82
うち4～6年生	1	39	37	35	38	39
②確保量	75	75	130	130	130	130
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②－①		▲54	0	0	3	9

〈小竹小学校区域〉

(単位：人)

小竹小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		41	45	44	46	46
うち1～3年生	22	30	33	33	33	32
うち4～6年生	12	11	12	11	13	14
②確保量	60	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		19	15	16	14	14

〈間野台小学校区域〉

間野台小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		80	78	73	71	67
うち1～3年生	53	55	54	48	48	44
うち4～6年生	2	25	24	25	23	23
②確保量	30	30	30	80	80	80
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		▲50	▲48	7	9	13

〈王子台小学校区域〉

(単位：人)

王子台小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		58	53	49	48	43
うち1～3年生	52	40	35	31	31	28
うち4～6年生	4	18	18	18	17	15
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		7	12	16	17	22

〈青菅小学校区域〉

(単位：人)

青菅小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		62	69	76	84	87
うち1～3年生	63	46	52	57	62	64
うち4～6年生	29	16	17	19	22	23
②確保量	60	95	95	95	95	95
(施設か所数)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		33	26	19	11	8

〈寺崎小学校区域〉

(単位：人)

寺崎小学校区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		61	56	55	54	54
うち1～3年生	52	42	38	36	35	36
うち4～6年生	22	19	18	19	19	18
②確保量	60	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		▲1	4	5	6	6

〈山王小学校区域〉

山王小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		27	25	23	21	22
うち1～3年生	13	18	17	15	13	15
うち4～6年生	13	9	8	8	8	7
②確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		38	40	42	44	43

〈染井野小学校区域〉

(単位：人)

染井野小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		36	35	34	31	30
うち1～3年生	22	22	24	23	22	20
うち4～6年生	0	14	11	11	9	10
②確保量	30	30	30	30	30	30
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		▲6	▲5	▲4	▲1	0

〈白銀小学校区域〉

(単位：人)

白銀小学校 区域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		31	29	26	25	26
うち1～3年生	16	22	20	17	16	17
うち4～6年生	10	9	9	9	9	9
②確保量	40	40	40	40	40	40
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
②－①		9	11	14	15	14

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由で児童の養育が困難となった場合、原則7日間を限度にお子さんをお預かりする事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

➤実施していません。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		100	100	100	100	100
②確保量		100	100	100	100	100
（施設か所数）		（1 か所）	（1 か所）	（1 か所）	（1 か所）	（1 か所）
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

＜平成 27 年度＞ 1 か所（民間保育園（1 か所）で本事業を実施する方向で調整します。）

＜平成 28 年度＞ 1 か所（増減なし）

＜平成 29 年度＞ 1 か所（増減なし）

＜平成 30 年度＞ 1 か所（増減なし）

＜平成 31 年度＞ 1 か所（増減なし）

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 佐倉市子育て支援センター1か所、公立保育園8園、民間保育園7園、民間認定こども園1園で実施しています。
- 平成25年度の延べ利用者数は38,205人で増加傾向にあります。

区分		22年度	23年度	24年度	25年度
延べ利用者数 (人日)	子育て支援センター	13,784	14,591	13,217	13,851
	公立保育園	10,696	10,117	14,897	17,098
	民間保育園	4,820	6,364	4,432	7,256
	計	29,300	31,072	32,546	38,205
施設数(か所)		14	14	14	15

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		45,800	45,800	45,800	45,800	45,800
②確保量	40,940	54,440	56,155	56,155	56,155	56,155
(施設か所数)	(17か所)	(18か所)	(19か所)	(19か所)	(19か所)	(19か所)
②-①		8,640	10,355	10,355	10,355	10,355

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状態ですが、拠点施設は利用者が歩いて行ける範囲にあることが望まれるため、今後も保育園等で本事業を実施するよう促します。
- ＜平成27年度＞18か所（志津地区（1か所）において、本事業を開始する予定です。）
- ＜平成28年度＞19か所（根郷地区（1か所）において、本事業を開始する予定です。）
- ＜平成29年度＞19か所（増減なし）
- ＜平成30年度＞19か所（増減なし）
- ＜平成31年度＞19か所（増減なし）

(5) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園及び保育園でお子さんを一時的にお預かりする事業です。

【提供区域】 5区域

【現 状】

➤幼稚園では、在園児を対象にすべての園で実施しています。平成25年度の延べ利用者数は約41,391人（推計）でした。

➤保育園では、公立保育園4園、民間保育園3園、民間認定こども園1園で実施しています。平成25年度の延べ利用者数は6,423人でした。

【量の見込みと確保量】

〈幼稚園型※1〉

(単位：人日)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		40,080	40,080	40,080	40,080	40,080
②確保量	48,800	48,800	45,120	45,120	45,120	45,120
(施設か所数)	(13か所)	(13か所)	(12か所)	(12か所)	(12か所)	(12か所)
②-①		8,720	5,040	5,040	5,040	5,040

※1 幼稚園型…現行の幼稚園における預かり保育と同様に、在園児を主な対象として実施する事業

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、幼稚園の預かり保育を充実させ、在園児について、長期休み中の預かり保育をすべての園で実施するよう協議していきます。

＜平成27年度＞13か所（増減なし）

＜平成28年度＞12か所（根郷・和田・弥富地区の私立幼稚園（1園）が認定こども園に移行する予定です。）

＜平成29年度＞12か所（増減なし）

＜平成30年度＞12か所（増減なし）

＜平成31年度＞12か所（増減なし）

〈一般型※2〉

(単位：人日)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
②確保量	23,600	23,600	29,500	29,500	29,500	29,500
(施設か所数)	(8か所)	(8か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)
②-①		12,200	18,100	18,100	18,100	18,100

※2 一般型……主に保育園等において、在園児以外の乳幼児を一時的に預かる事業

【確保の内容】

➤市内全域では、量の見込み分は確保できていますが、臼井・千代田区域及び志津南部区域については、量の見込み分の確保ができていません。他区域の一時預かり事業を利用するよう促します。

＜平成27年度＞8か所（増減なし）

＜平成28年度＞10か所

（根郷・和田・弥富地区の私立幼稚園（1園）が認定こども園に移行する予定です。）

（佐倉区域の民間保育園（1園）が本事業を開始する予定です。）

＜平成29年度＞10か所（増減なし）

＜平成30年度＞10か所（増減なし）

＜平成31年度＞10か所（増減なし）

区域別の量の見込みと確保量

〈幼稚園型・佐倉区域〉

(単位：人日)

佐倉	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
②確保量	17,040	13,360	13,360	13,360	13,360	13,360
(施設か所数)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
②-①		360	360	360	360	360

〈幼稚園型・根郷・和田・弥富区域〉

(単位：人日)

根郷・和田・弥富	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②確保量	9,680	9,680	6,000	6,000	6,000	6,000
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		4,680	1,000	1,000	1,000	1,000

〈幼稚園型・臼井・千代田区域〉

(単位：人日)

臼井・千代田	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
②確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		0	0	0	0	0

〈幼稚園型・志津北部区域〉

(単位：人日)

志津北部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
②確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		0	0	0	0	0

〈幼稚園型・志津南部区域〉

(単位：人日)

志津南部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
②確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		0	0	0	0	0

区域別の量の見込みと確保量

〈保育園型・佐倉区域〉

(単位：人日)

佐倉	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保量	5,900	5,900	8,850	8,850	8,850	8,850
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		4,400	7,350	7,350	7,350	7,350

〈保育園型・根郷・和田・弥富区域〉

(単位：人日)

根郷・和田・弥富	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保量	5,900	5,900	8,850	8,850	8,850	8,850
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
②-①		4,500	7,450	7,450	7,450	7,450

〈保育園型・臼井・千代田区域〉

(単位：人日)

臼井・千代田	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保量	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		4,400	4,400	4,400	4,400	4,400

〈保育園型・志津北部区域〉

(単位：人日)

志津北部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②確保量	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
②-①		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

〈保育園型・志津南部区域〉

(単位：人日)

志津南部	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②確保量	0	0	0	0	0	0
(施設か所数)	(0か所)	(0か所)	(0か所)	(0か所)	(0か所)	(0か所)
②-①		▲3,500	▲3,500	▲3,500	▲3,500	▲3,500

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 病児保育事業は実施していません。
- 病後児保育は佐倉区域 1 か所（平成 25 年 8 月～）、志津北部区域 1 か所（平成 24 年 12 月～）、志津南部区域 1 か所（平成 25 年 1 月～）で実施しています。
- 平成 25 年度の延べ利用者数は 162 人です。
- 平成 24 年度に事業を開始してから利用者は増加しています。

区分	24 年度	25 年度
延べ利用者数（人）	7	162
施設数（か所）	2	3

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		885	885	885	885	885
②確保量	885	885	885	885	885	885
（施設か所数）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、病児保育事業の実施について検討します。

＜平成 27 年度＞ 3 か所（増減なし）

＜平成 28 年度＞ 3 か所（増減なし）

＜平成 29 年度＞ 3 か所（増減なし）

＜平成 30 年度＞ 3 か所（増減なし）

＜平成 31 年度＞ 3 か所（増減なし）

(7) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 佐倉市ファミリーサポートセンター1か所（委託）
- 平成25年度末の会員数は、依頼会員441人、提供会員122人、両方会員63人の合計626人で、延べ利用者数は2,672人です。
- 平成22年度から延べ利用者数は増加傾向にありますが、平成24年度から平成25年度はゆるやかな増加になっています。

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
延べ利用者数（人日）	594	1,677	2,256	2,672
提供会員数（人）	54	82	94	122
依頼会員数（人）	134	242	335	441
両方会員数（人）	28	45	59	63

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		2,910	3,040	3,170	3,310	3,450
②確保量	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
（施設か所数）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）
②-①		3,290	3,160	3,030	2,890	2,750

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、佐倉市ホームページやこほう佐倉を通して、会員の増加を図ります。

- ＜平成27年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成28年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成29年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成30年度＞1か所（増減なし）
- ＜平成31年度＞1か所（増減なし）

(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

➤平成 26 年 10 月より、佐倉市役所子育て支援課の窓口及び民間認定こども園 1 園で実施しています。

【量の見込みと確保量】

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保量 （施設数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②-①		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。当面、市内 2 か所でこの事業を実施し、実績を見て今後の事業拡充を検討します。また、子育てコンシェルジュ（相談員）の研修を実施します。

＜平成 27 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 28 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 29 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 30 年度＞ 2 か所（増減なし）

＜平成 31 年度＞ 2 か所（増減なし）

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問事業を実施することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

【提供区域】 1区域（市内全域）

【現 状】

- 平成25年度は出生数1,182人に対し、訪問人数1,033人、実施率は87.4%です。
- 対象者から、出生通知書（ハガキ）や電話、メール等で訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師が約束した日に訪問しています。
- 通知書の返送がない場合は、電話による勧奨のほか直接訪問を行う等して、育児状況の確認を行っています。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1,100	1,110	1,120	1,130	1,130
②確保量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②-①		100	90	80	70	70

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、実施率100%を目指します。

(10) 妊婦健康診査

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 平成25年度は1,172人の妊婦に対して、妊婦健康診査受診券を16,408枚発券し、利用されたのは13,886枚、利用率（受診率）は84.6%です。
- 県内外の医療機関、助産所に委託して実施しています。

【量の見込みと確保量】

（単位：枚）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		14,300	14,300	14,500	15,000	15,100
②確保量		16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
②-①		2,500	2,500	2,300	1,800	1,700

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。
- 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(11) 養育支援訪問事業

児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

- 平成 25 年度の延べ訪問件数は 273 件です。
- こんにちは赤ちゃん事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または、虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、助産師等が訪問・相談指導を行っています。

【量の見込みと確保量】

（単位：延べ訪問件数）

市内全域	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		180	180	180	180	180
②確保量		180	180	180	180	180
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。
- 関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国等から具体的な内容が示された後、実施に向け検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、国等から具体的な内容が示された後、実施に向け検討します。

第5章

基本施策の展開

第5章

基本施策の展開

本計画では、行動計画（後期計画）の施策を引き継ぎ、子ども・子育て支援新制度における新たな課題等を踏まえ、事業をすすめていきます。

※他の個別計画に記載がある事業については、本計画には記載しないことを基本として整理しました。

基本目標 1 >>> 質の高い教育・保育の総合的な提供

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの提供

乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、年齢に応じた質の高い教育・保育は一人ひとりの子どもが健やかに育つために必要不可欠であることから、発達段階を踏まえた質の高い教育・保育のための教育・保育内容の充実をめめます。また、質の高い教育・保育の実践には、教育・保育に携わる職員の専門的な知識と技術を身につけることが不可欠であることから、職員の専門性と資質の向上に積極的に取り組みます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
1	幼児期の学校教育の提供と充実 〔子育て支援課、学務課〕	・集団生活の中での学習や遊び体験が十分に行われるよう、幼稚園や保育園、認定こども園等における教育・保育内容の充実を図ります。また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。
2	乳幼児期の保育サービスの提供と充実 〔子育て支援課〕	・保育園、認定こども園、家庭的保育事業等の新設、既存保育施設の定数増等により、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮します。 ・子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施し、利用しやすくしていきます。 ・保護者の病気などの理由により、家庭で養育を受けることが難しくなった子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業の実施を検討します。
3	幼稚園教諭、保育士、保育教諭*等の資質の向上 〔子育て支援課、学務課〕	・質の高い幼児期の教育・保育を実現するため、幼稚園教諭、保育士の資質の向上を図ります。
4	給食内容の充実 〔子育て支援課、生活環境課〕	・子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園等における給食内容の充実を図ります。 ・子どもの食に関する安全性を確認するために、保育園等の給食食材等の食品放射能検査を行います。

*保育教諭：「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の免許と資格の両方を有している職員として配置されるもの（経過措置期間あり）。

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。認定こども園の整備については、地域の状況を考慮しながら普及に努めます。

幼稚園、保育園、認定こども園等が相互に情報を共有し、連携することで、より質の高い教育・保育の実現を目指します。また、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校が連携することで、幼児期における子どもの育ちと学びをつなぎます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
5	認定こども園の整備 〔子育て支援課〕	・保護者の周到状況等に関わらず利用でき、教育・保育を一体的に受けることが可能な認定こども園について、地域の供給バランスを考慮しながら普及に努めます。
6	幼稚園、保育園、認定こども園等の連携 〔子育て支援課、学務課〕	・質の高い幼児期の教育・保育を実現するため、幼稚園、保育園、認定こども園等が連携します。
7	幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携 〔子育て支援課、学務課、指導課〕	・幼児期の育ちと学びは義務教育の基盤として重要なものであり、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校がともに子どもの育ちと学びをつなぐため連携します。

基本目標2 >>> 地域における子育て支援

(1) 学童保育の充実

保護者が就労等により日中不在となる家庭の児童の健全な育成を支援するため、全小学校区において、学童保育を実施しています。しかし、学童保育所の中には、入所児童数が過密になっている施設や、小学校6年生までの利用ができない施設もあります。今後はこのような課題について対策を検討します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
8	学童保育の充実 〔子育て支援課〕	・学童保育所を運営する事業所等と連携し、児童の健全な成長のために必要な保育内容について検討します。
9	学童保育所（児童クラブ）の整備 〔子育て支援課、教育総務課〕	・高学年の受け入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。 ・定員40人以上の施設について、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。

(2) 地域の子育て協力体制づくり

さまざまな機会、手段を通して、子育てを社会全体で行っていく必要性について、意識啓発を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域での子育て支援の基盤形成をさらに推進していきます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
10	社会全体で子育てをしていく意識の啓発 〔子育て支援課〕	・子育てを社会全体で行う必要性について、こうほう佐倉、市ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて意識の啓発を図ります。
11	ファミリーサポートセンター事業の実施 〔子育て支援課〕	・こうほう佐倉等を通じ、依頼会員、提供会員、両方会員の募集を広く行うことで、依頼者と提供者相互のニーズに応えられるようにします。

(3) 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

子育て中の家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要としているかたに届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
12	子育て情報の提供 〔子育て支援課〕	・子育て支援サービスに関する情報が、必要としている保護者に的確に届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行っていきます。
13	地域子育て支援拠点事業の拡充 〔子育て支援課〕	・利用者が気軽に集うことができる場所として、子育て支援センターにおける事業を継続し、新規に整備する保育園や認定こども園や既存園について、地域子育て支援拠点事業の実施を促します。 ・地域における子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館の機能の拡充を図ります。 ・しつけの際の子どもとのコミュニケーションのとり方を学ぶため、怒鳴らない子育て練習講座（C S P講座）を開催します。
14	利用者支援事業の実施 〔子育て支援課〕	・子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園、保育園等の施設や、地域子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、身近な場所で情報の提供や相談、援助などを行います。
15	その他の相談体制の充実 〔子育て支援課、健康増進課〕	・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）に限らず、さまざまな場所で育児に不安をもつ保護者が相談できるよう体制の充実を図ります。 ・妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を目指すための相談体制について検討します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
16	育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援 〔子育て支援課〕	・育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の活動が活発化するように、活動場所や情報提供などの支援をします。
17	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化 〔子育て支援課、社会教育課、児童青少年課〕	・民生委員・児童委員、主任児童委員と、より一層の連携を図り、子育て支援を推進します。 ・民生委員・児童委員、主任児童委員に虐待防止やその早期発見を踏まえた研修を実施、さらなる知識の修得を図ります。 ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施します。

（４）保護者の経済的負担に対する軽減

保護者の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、幼稚園就園奨励費補助金の支給などを行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
18	各種手当の充実 〔子育て支援課、児童青少年課〕	・児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ・幼稚園就園奨励費事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。

基本目標3 >>>すこやかに生まれ育つ環境づくり

(1) 妊婦に対する相談・支援の充実

妊婦が安心して、そして安全に出産が迎えられるように相談・指導体制等を充実させます。母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録と活用を促します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
19	母子健康手帳の交付 〔健康増進課〕	・母子健康手帳は妊娠、出産、育児に関する一貫した健康の記録であり、育児に関する手引書でもあることから、活用を促進します。
20	妊婦健診の実施 〔健康増進課〕	・妊婦健康診査にかかる費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、病気の早期発見や予防に努め、すこやかな妊娠、出産を支援します。
21	妊婦訪問の実施 〔健康増進課〕	・不安のある妊婦や健康上心配のある妊婦に対し、訪問による相談に応じ、すこやかな妊娠、出産を支援します。

(2) 母子保健相談・健診・指導の充実

母子保健の充実のため、母子保健相談や健診、指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり、孤立している保護者に対する相談等の支援に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
22	乳幼児健康診査の充実 〔健康増進課〕	・健康診査を定期的実施し、必要な保健指導や助言を行うことにより、乳幼児の疾病予防と健康の保持増進を図ります。
23	乳幼児相談・指導の充実 〔健康増進課〕	・乳幼児の発育、発達状態の確認と、それに応じた助言を行うことにより、発育過程を支援します。また、育児に係る様々な相談に対応することで、保護者の不安、負担感の軽減を図ります。
24	訪問指導の充実 〔健康増進課〕	・乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児訪問指導などの家庭訪問により、乳幼児の健康の保持増進と保護者の育児不安・負担の軽減を図ります。
25	母子保健に関する情報提供 〔健康増進課〕	・こうほう佐倉や市ホームページ、ケーブルテレビを活用し、母子保健に関する情報提供の拡充を図ります。

(3) 安心できる医療の整備・充実

夜間や休日における子どもの急病に対処するため、小児初期急病診療所の運営を行います。また、さまざまなメディアを通じ、医療機関についての情報提供を進めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
26	小児救急等の充実と周知 〔健康増進課〕	・医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対処するため、印旛市郡医師会へ委託し、印旛市郡小児初期急病診療所の運営を行います。
27	医療情報提供の充実 〔健康増進課〕	・保健、医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子、市の各種保健事業のスケジュールや医療機関一覧、急病診療所の情報等を掲載した健康カレンダーの作成、配布により、医療機関についての情報提供を進めます。

(4) 未来のママ・パパを育む取り組み

生命に関する教育を小中学校において行うことにより、子育ての喜びと責任を感じることのできる環境を整えます。また、育児に対する関心等を高めるため、世代間のふれあい体験の場を設けます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
28	大切ないのちを育むまなびの推進 〔指導課〕	・小中学校において、関係機関の協力を得て、子育ての喜びと責任を感じることができるよう、子育てに関する教育の推進を図ります。
29	ふれあい体験の推進 〔子育て支援課、指導課、社会教育課〕	・育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。 ・保育園等において、高齢者とこどもとのふれあいの機会をつくれます。

基本目標4 >>> 仕事と子育てを両立させる社会づくり

(1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立のために、性別による役割分担意識にとらわれず、子育ては男女が協力しあって行うことであること等の意識の醸成を図るとともに、関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性について啓発します。また、多様化する保護者の就労形態に対応し、保育サービスの多様化、拡充を図るとともに、産休、育休明けの保護者が希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供と受け入れ体制の確保に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
30	家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 〔子育て支援課、自治人権推進課〕	・家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透を図れるよう、講演会等の開催や、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習の機会を提供します。
31	仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 〔子育て支援課、産業振興課〕	・市内の企業や事業者に、子育て支援体制充実の必要性について啓発し、育児休業制度などの周知を図ります。 ・市が市内の企業や事業者のモデルとなるよう、市役所内における保育施設（事業所内保育）の設置について検討します。
32	利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 〔子育て支援課、学務課〕	・保護者の就労形態の多様化に対応し、幼稚園における預かり保育や保育園などにおける延長保育の実施時間拡充、一時預かり事業の拡充について検討します。 ・病後児保育事業を継続し、事業の実施について周知するとともに、病児保育の実施を検討します。 ・休日保育事業の実施について検討します。
33	産休、育休後の保育園等の円滑な利用の確保 〔子育て支援課〕	・保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、育児休業中の保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、教育・保育施設等の受け入れ体制の確保に努めます。

基本目標5 >>>配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、虐待ハイリスク妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
34	児童虐待防止対策の充実 〔児童青少年課〕	・関係機関によるネットワークの連携を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。
35	養育支援の充実 〔児童青少年課、健康増進課〕	・乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。
36	市民への啓発 〔児童青少年課〕	・こうほう佐倉、市ホームページ、ケーブルテレビ、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先、連絡先の周知に努めます。
37	家庭児童相談室の体制 〔児童青少年課〕	・児童青少年課内の家庭児童相談室の充実に努め体制を強化します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援を進めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
38	ひとり親家庭自立支援員の設置 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の抱えている育児や生活に感ずる悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。
39	ひとり親家庭の日常生活支援事業の実施 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭のかたが、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。
40	自立支援給付金事業の実施 〔児童青少年課〕	・ひとり親の職業能力を高めていく取り組みを経済的に支援します。
41	ひとり親家庭の経済的負担の軽減 〔児童青少年課〕	・医療費助成や児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
42	交流の場の拡充 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援に努めます。
43	入学就職祝金の支給 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の児童の勉学、勤労意欲の向上を目的とし、入学就職祝金を支給することで、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るため、関係機関の連携を強化します。また、障害のある子どももいない子どもも、ともに育つ取り組みを進めるため、障害に対する理解の促進を図るとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における教育・保育の充実を図ります。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
44	関係機関の連携強化 〔子育て支援課、健康増進課、障害福祉課〕	・児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導、訓練が円滑に進められるようにします。
45	障害のある子どもの教育・保育の充実 〔子育て支援課、指導課、教育センター、学務課〕	・幼稚園、保育園、認定こども園等において、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図っていきます。
46	障害に対する理解の促進と、ともに育つ取り組み 〔子育て支援課、障害福祉課、指導課、教育センター〕	・子どもたちが心身障害者等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていけるよう意識の啓発を図ります。

基本目標6 >>>子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

(1) 子どもの主体性の尊重

子どもの主体性を尊重するための取り組みとして、子どもの権利条約等について周知を図るとともに、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。また、子どもの社会参加促進のため、行事等を通して、子ども自身が意見を表明し、企画していく力をつけるための支援をします。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
47	子どもの権利についての啓発 〔子育て支援課、自治人権推進課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約及び子どもの権利の保障について、子育て支援情報誌等を活用して周知を図るとともに、児童福祉週間や家族の日のイベントを通じて啓発活動を進めていきます。 ・小・中学校において、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。
48	子どもの社会参加の促進 〔子育て支援課、自治人権推進課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が意見を表明し、参加するため、子ども議会を開催します。 ・児童センターや学童保育所で子どもが中心となってイベントや行事をつくりあげていきます。 ・子どもの活動を支援する団体やNPO、ボランティア等の側面支援を図るとともに、新たな担い手発掘のためのイベント・講座等を開催します。

(2) 子どもの居場所の充実

子どもが、近所で安心して外遊びができるよう、安全な遊び場を維持、管理します。また、児童センターや公民館、図書館などを活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を支援します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
49	子どもが安心して遊べる環境づくり 〔子育て支援課、公園緑地課、生活環境課、教育総務課、学務課、社会教育課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが近所で安心して外遊びができるように、身近な公園や広場などを維持・管理します。 ・体育館や校庭などの学校施設の開放を進めます。 ・小学校の余裕教室などを活用して行う放課後子ども総合プランの実施について検討します。 ・子どもが安全でゆとりある教育・保育を受けられるように、幼稚園、保育園、学校等の施設・設備の整備を行います。 ・子どもの遊び場の安全性を確認するため、生活空間である学校や保育園、公園等の空間放射線量率を測定します。
50	児童センター等の充実 〔子育て支援課、社会教育課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館などを活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を開催します。

(3) 子どもの生きる力を育む取り組み

いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、関係機関や地域の連携を強化し、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、子ども自身が相談できる力を育むため、相談体制等の充実や情報提供、来所相談や電話相談へ対応します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
51	いじめ対策の充実 〔子育て支援課、学務課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園や幼稚園等において、さまざまな体験をとおして、自分やまわりの人を大事にすることの大切さを学ぶ機会をつくります。 ・施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、幼稚園、保育園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめといった様々な問題に対応します。
52	子ども自身が相談できる力を育む取り組み 〔子育て支援課、指導課、教育センター〕	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。 ・学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。

第6章

計画の実現のために

第6章 計画の実現のために

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、市民のニーズに応えるため、必要なサービスの量の確保・拡大と質の向上の実現を目指します。

このため、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

佐倉市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集 佐倉市健康こども部子育て支援課

発行 佐 倉 市

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

T E L 043-484-6139

F A X 043-486-2118

<http://www.city.sakura.lg.jp/>